

14.5

222

14.5-222



1200501215459

關門地方經濟調查

第八輯

市立下関商業學校編



始



關門地方經濟調查

第八輯

市立下關商業學校



地方經濟調查

第八輯



14.5-222

例 言

- 一、本輯に掲載せるは、最後に掲げたる拙稿一篇を除き、他は悉く本校第五學年生が、昨年の夏期休暇を利用して試みたる、當地方の經濟調査である。
- 一、本校が生徒をして斯かる調査をなさしむる所以、並に本誌刊行の趣意は、第一輯及第五輯の卷頭に掲げたる學校長の序文に、説かれて詳しい。就いて看られむ事を望む。
- 一、昭和九年は、本校創立滿五十周年に相當する。その記念式は、記念講堂の落成式と共に近く陽春の候を卜して擧げらる。本誌又聊か特輯號を刊行すべく目下編集中である。
- 一、それ等の關係上、本輯は例年に比し、幾分頁數の減少を見た。
- 一、生徒が此の調査をなすに當つては、恐らく多くの人々に多大の御援助と御指導とを受けたりた事であらう。茲に厚く謝意を表する。

昭和十年一月

目

次

編

者

目次

下關沖商組合に就いて	濱田義雄	(一)
下關の空瓶業	宇都宮博	(七)
下關市の洋服業	中野忠彦	(一〇)
下關に於ける洗濯業	石黒百合夫	(一九)
下關に於ける豆腐製造業	渡邊久男	(三四)
下關に於ける煉炭製造業	久保利勝	(三三)
彦島の瓦製造業に就いて	中村實	(三七)
下關に於ける山羊乳業に就いて	加見忠勇	(四一)
下關中央青果株式會社	徳田清春	(四四)
『東海製菓』下關工場に就いて	三戸繁	(四九)

下關海峡の燈臺に就いて	竹内大治	(五三)
安岡青物市場	村崎省三	(五九)
宇賀村に於けるバイスケットに就いて	辻原清	(六六)
嘉年の山葵に就いて	倉田正典	(七二)
吉南地方の葉煙草の栽培に就いて	小坂弘	(七八)
門司市に於けるトラック業に就いて	古屋界	(八四)
下關の北國問屋に就いて	上田強	(九二)

經濟調査題目(昭和九年度)

第七輯批評

下關沖商組合に就て

濱 田 義 雄



沖商と係船舶に就き日用品若くは用水を販賣し、又は空瓶空罐其他之に類する不用品の買入若くは洗濯請負を爲すを業とするものを請ひ、沖商を爲さうとするものは左記の條件を具して營業地所轄警察署に願出て免許鑑札の交附を受く

一、營業地

二、營業行爲の種類

又左の各號の場合五日以内に營業地所轄警察署に届出て免許鑑札を返納し又は書替若くは再下附を願ふべきである

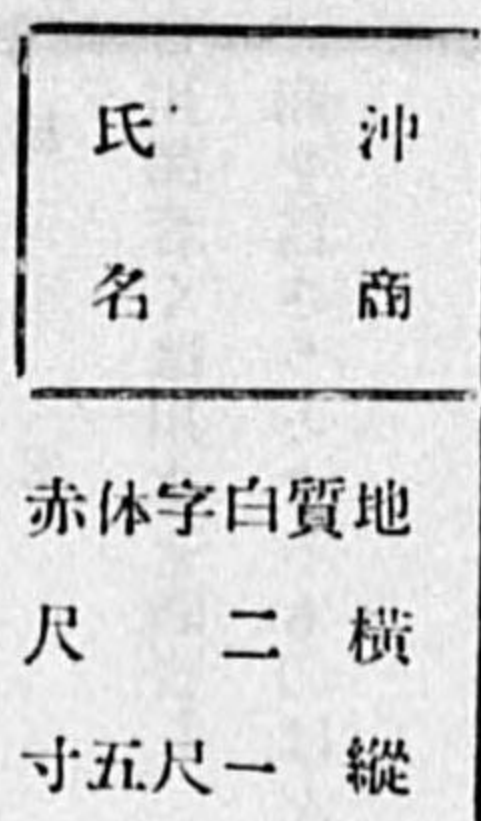
一、免許を取消された時

二、廢業又は死亡したる時

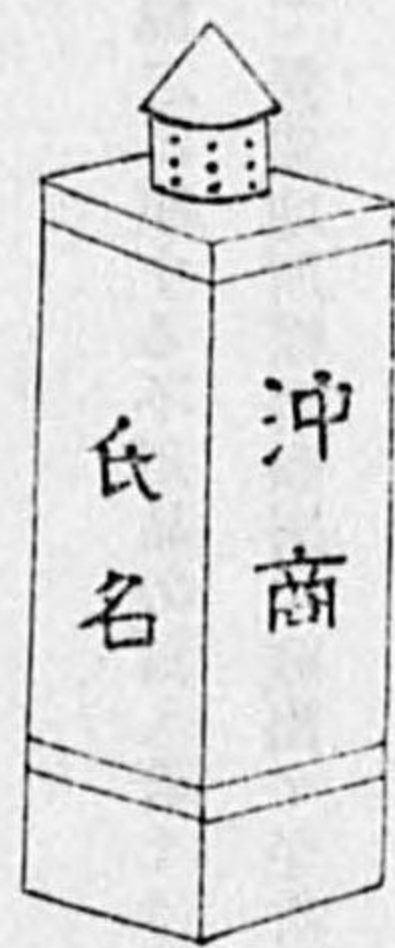
三、本籍、住所を變更したる時

- 四、免許鑑札を毀損又は亡失したる時
 - 五、營業行為を制限せられた時
 - 六、家族又は雇人の使用を禁止した時
- 未成年者、禁治産者、準禁治産者及妻の爲す届書には法定代理人、補佐人又は夫の連署あることを要し、又目印のため營業船には暗安き場所に晝間は第一號様式の標旗を、夜間は第二號様式の標燈を掲ぐ

第一號式



第二號式



四面硝子

營業者及營業従事者は左の事項を遵守しなければならない

- 一、免許鑑札及標燈は他人に貸與すべからず
- 二、就業中は免許鑑札を携帯すべし
- 三、警察署に於て勞務に堪へずと認むる家族を携帯する場合の外名義の何たるを問はず免許鑑札を有せざる者を營業船に乗込ませざる事
- 四、營業船には免許を受けたる營業行為に要する以外の物品を積載すべからず
- 五、船舶の碇泊又は繫留後に非れば之に接近すべからざる事

- 六、乗船を拒まれたる船舶に乗込むべからず
- 七、船舶の舷梯以外の場所より昇降すべからず
- 八、船員の作業に妨害となるべき場所に營業船を繋ぐべからず
- 九、船長又は其代理人の承諾を得ずして船員を賣買又は交換をなすべからず
- 十、船舶より立退を、求められたる時は直に之に應ずべし
- 十一、船内は常に清潔ならしむべし
- 十二、就業中は飲酒すべからず
- 十三、顧客に對しては誠實を旨とし暴利を貪り押賣をなし不遜の言動あるべからず
- 十四、前各號の外警察官署に於て隨時指示する事項に違反するべからず

二、組織及目的

下關に於ける沖商は集つて『下關沖商組合』といふ組合を作つてゐるが、組合には左記の部を設く

- 一部、船舶給水業
- 二部、東部諸式賣込商
- 三部、西部諸式賣込商
- 四部、石油空罐商
- 五部、彦島南部諸式賣込商
- 六部、彦島北部諸式賣込商

本組合の目的は、組合員共同一致して營業上の弊害を矯正し斯業の發達を圖り組合員の利益を増進するにある

三、役員

本組合には左の役員を置き、現在の役員は次の通りである。

一、組合長 (一名)	藤本嘉介	富太與七
二、副組合長 (二名)	西村梅吉	
三、會計主任 (一名)	安田清一	
四、評議員 (十二名)		
一、部長	萩原二郎	
二、部長	山本好郎	
三、部長	久保富太郎	
四、部長	林政一	
五、部長	播磨辰造	
六、部長	白石治作	
七、部長	橋本佐一	
八、部長	河村權太郎	
九、部長	和田又吉	
十、部長	和	
十一、部長	缺	
十二、部長	缺	

役員

役員の任期は組合長、副組合長 三ヶ年、評議員二ヶ年で、但し重任を妨げない。

補缺による役員は前任期間中、役員に當選したる組合員は不當の理由なくして辭することを得ない。役員は任期満了後、雖後任者の就職する迄其の職務を行ふものとし、未成年者、禁治産者、準禁治産者は役員たる資格がない而して組合長は組合全般を代表し組合全般の事務を總理し、副組合長は組合長を補佐し、其の事故あるときは之を代理す。組合長の代理をなすべき場合に於ては二名の内年長者を以て之に充つる。

評議員は組合長の諮問に應じ且つ主要の事項に付意見を開陳す。而して組合役員はすべて名譽職である。

組合長、副組合長は組合員の互選とし最高得票を以て當選者とし得票同數なる時は年長者を以て當選とす。評議員は各部より二名宛選出、方法は其部に屬する組合員の互選とす。組合に於て役員を選任したる時は五日以内に下關水上署に届出をなし、各部に於て評議員を選任したる時は三日以内に其住所、氏名を組合長に申告し、申告ありたる時は組合長役員名簿に登録し又訂正す。

四、會計

組合長は定期總會に前年度決算書本年度豫算書を提出して其承認及決議を求むるものとす。組合には會計主任一名を置き主任は組合に屬する一切の會計事務を管掌す。會計係は其の部組合員より組合費の納付を受け又取立をなす。

組合費
 組合費納入簿——會計主任——現金——十五圓以上指定銀行に預入れ
 組合費納入簿——會計主任——現金——十五圓以上指定銀行に預入れ
 組合費納入簿——會計主任——現金——十五圓以上指定銀行に預入れ

銀行預金は組合長の印章を用ひ其通帳は會計主任保管す。組合積立金を支出せんとする時は總會の決議を経るものとす。

本組合員は基本金として金拾圓を積立つものとし、又海難其他の災害により營業上困難なるものに對しては、相當の

資金を貸與することもある。組合員家族に死者又は火災等の災害に罹りたる時は香花料又は見舞金を贈與す。

五、組 合 員

一 部		竹崎町	三名	伊崎町	二名	細江	一名	新地	一名	今浦町	二名	觀音崎	一名	西南部町	二名	長崎町	一名	丸山町	一名	宮田町	一名	仲之町	一名	仲之町	九名	丸山町	三名	伊崎町	一名		
二 部		伊崎町	一名	觀音崎町	一名	宮田町	一名	大坪	一名	外濱町	二名	東大坪	一名	唐戸町	一名	入江町	一名	境之浦	一名	田中町	一名	伊崎町	一名	竹崎町	七名	觀音崎町	一名	岬之町	二名		
三 部		岬之町	一名	西南部町	一名	觀音崎町	一名	宮田町	一名	大坪	一名	外濱町	二名	東大坪	一名	唐戸町	一名	入江町	一名	境之浦	一名	田中町	一名	伊崎町	一名	竹崎町	七名	觀音崎町	一名		
四 部		入江町	一名	唐戸町	一名	丸山町	三名	西細江町	三名	大正通	一名	豊前田町	二名	今浦町	二名	新地	二名	伊崎町	二名	岬之町	八名	觀音崎町	八名	入江町	一名	今浦町	一名	大正通	一名	丸山町	一名
五 部		福浦區	六名	江ノ浦區	五名	彦島町	十二名	竹の子島	十二名	老區	二名	彦島町	二名	老區	二名	彦島町	二名	老區	二名	彦島町	二名	老區	二名	彦島町	二名	老區	二名	彦島町	二名	老區	二名

下 關 の 空 瓶 業

宇 都 宮 博

一、概説 空瓶業とは世間一般に於て消費されたるビール、サイダー、酒、ブドー酒、冷し飴等の瓶の破損せざる空瓶を再び會社に戻して是により瓶を新たに造る事を省くもので、之を營むものを空瓶商といふ。彼等は一般の人々から買上げる値を會社其の他に賣る値との差額を利とするのである。空瓶商の最も繁忙な時季は夏である。蓋し夏には種々の飲物の需要増大し従つて空瓶も増加するからである。之に反して冬が最もひまなのはその反對の理由にある。

二、空瓶の種類 如何なる種類の空瓶が賣買せられるかと云ふに、その種類は多くて殆んど全てを擧げる事が出来ない位である。併し大別すれば大体左の通りになる

- 1、ビール瓶(大小二種) アサヒビール ユニオンビール キリンビール サクラビール サツポロビール

- 2、サイダー瓶(大小二種) ミツ矢サイダー ルビーサイダー リボンシトロン レモンサイダー ダイヤ印 サイダー等
- 3、酒瓶 一升瓶 五合瓶 三合瓶 二合瓶 三デシ立瓶 二デシ立瓶 一合瓶 (正宗 白鶴 白鹿 福娘等)
- 4、コーヒー瓶
- 5、雑瓶としてウヰスキー、ブドウ酒、薬瓶等あり

三、相場 空瓶の種類によつてその値も又異なるのである。相場は常に一定とは限らず時々變動する。又場所によつて多少の差異はある。次に現在の空瓶の値段相場を記して見よう。

		空瓶買入値段	賣渡値段
サクラビール	大	一錢五厘	一錢八厘
	小	八厘	
アサヒビール	大	一錢四厘	一錢八厘
	小	八厘	
キリンビール	大	一錢四厘	一錢八厘
	小	八厘	
エニオンビール	大	一錢四厘	一錢八厘
	小	八厘	
サツボロビール			八厘
蜜瓶			八厘

現在は會社破産の爲發賣せず但し瓶はアサヒ瓶と同じに付一錢四厘瓶はビール瓶を使用してゐる

(事實はまだ高いが運賃檢瓶等の手数料がかかるので純利益は約三厘位である)

四、關門に於ける空瓶商店

- 下關 三間商店、佐伯商店、宇都宮商店(空瓶専門問屋)、西村商店(彦島)、河野商店(空瓶専門問屋)、島商店
- 小倉 岩岡商店(空瓶専門問屋)、常岡商店(空瓶専門問屋)

(酒瓶)		(雑瓶)	
三ツ矢サイダー	一升瓶	ネヂ瓶	三錢
リボンシトロン	機械瓶	王冠	四錢
ルビーサイダー等	王冠		五錢
レモンサイダー			
炭酸ソーダ(五厘)			
	一升瓶	三デシ立瓶	各一錢
	五合瓶	二デシ立瓶	
	三合瓶	一合瓶	
	二合瓶		
		青瓶	七厘
		白瓶	二錢五厘
		五厘	
		一錢	
		五厘	
		七厘	
		五厘	
		五厘	

門司 宮川商店(問屋) 大口商店(問屋) 大野商店(問屋)

五、取引先 空瓶を買入れるのは何處からでも又誰からでも買入れるのである。然し特にその買入れる得意先は主として市内のカフェー、飲食店、列車食堂、小賣商等である。又大量買入にして四國、九州、中國等の各地から買入れる事もある。賣先は各ビール會社、問屋、又コーヒー瓶等は夏、冷し飴瓶として行商人等に賣られるのである。

六、荷造 荷造は箱詰、撒荷及び筵で包装をなした物等種々がある、空瓶は破損し易き物なれば荷造はなるべく堅固なもの程よい。運搬方法は主として船便による事が多い

七、組合 關門地方では空瓶商が組合を造り種々の規約を設定し互に共同利益を目的に益々發展しつつある

下關市の洋服業

中野彦治
岩本忠治

一、緒言

畏くも、明治五年十一月十二日、大政官布告を以て、『官員の禮服を西洋風に改めよ』との命令が發せられて以來時代は移り、茲に六拾餘年、我洋服業界は顯著な發達をなすに至つた。蓋し大政官布告の發せられし所以、洋服の和服に

優れし點、今更駄辯を弄する迄もなく、爲に一般洋服の需要旺になつたか爲である。以下我が下關の洋服界に就き述べやう。

二、現状沿革

下關の洋服業は明治九年その緒を發し、現今富田屋店主富田鶴三氏の先代富田治太郎氏か先驅者であつたといふ。今我が下關に於ける洋服業者を示さう。

氏名商號	創業	營業所	
立花源治		赤間町	洋服仕立
間波雄	大正四年	奥小路町	〃
松村越		〃	〃
竹田ミチ		田中町	〃
山城武夫		〃	洋服帽子學生服
垣成芳藏	明治卅五年	西之端町	洋服仕立
梅本源次郎	明治四十年	〃	大正五年再び營業開始
本城屋		東南部町	洋服仕立
ゆたか屋	明治卅七年	東南部町	洋服仕立
安永洋服店	明治四十年	西南部町	〃
富田屋	明治九年	〃	〃
中野啓市	大正三年	〃	〃

糸村時次郎	明治四三年	觀音崎町	〃
松田久吉	大正二年	〃	〃
大和屋	〃	岬之町	洋服既成品羅紗卸小賣
本村友太郎	〃	〃	洋服仕立
北畑武一郎	明治四三年	〃	〃
吉富音一	明治卅七年	入江町	〃
板垣憲介	〃	岡田町	洋服仕立
福田憲一	〃	貴船町	〃
柿本儀三郎	〃	江の浦	〃
中野平輔	大正六年	田中町	學生服
島屋	明治四一年	西細江町	洋服帽子
平池勇次	明治廿九年	田中町	洋服仕立

次に洋服業に關係ある羅紗商を擧げよう。

氏名商號	創立	營業所
合資會社石丸羅紗店	大正十三年	西南部町
株式會社平戸羅紗店	大正四年	〃
橋本彌三郎	〃	王司町
富田屋	明治九年	西南部町
大和屋(池田彌一)	〃	岬之町

羅紗綿布、附屬品
羅紗卸、附屬品

三、組合徒弟職人制度

徒弟職工―徒弟制度は昔ながらに今尙存し、殆んど主人(親方)の家に住込み、寢具、仕事道具其他を一切貸與され通常五ヶ年―六ヶ年の修業期間が定められている。修業後は所謂禮奉公なるものをなす者もある。通常一ヶ年程度である。

職人―前記期間(但し年長なる者は修業期間短縮されるが徒弟の多くは尋常若しくは高等科卒業程度の者が多い)を修了せる者は之を職人又は職工と稱し其の家に留まる者もあれば又東京大阪方面に上り一流商店で再び修業する者もある。住込又は下宿して主人の店に通ふ。人の特徴により、或は上物(上衣)下物(ズボン類)と好んでする者もあれば更に腕の立つ者は、禮服を作る者もある。徒弟職人に對しては逃走したり不都合の行爲のない様に、進んでは長年月勤續する様に一定の規定が設けられてゐる。次に山口縣洋服商聯合會組合規約を抄記しよう。

第五章 店員徒弟職工に關する件

第二十六條 徒弟職工其他使用人にして、逃走又は不都合の行爲ありたる者は、本事務所に出頭すべし。適當の處置を取るものとする。

(註逃走の場合、各縣下組合員に同章を廻し、發見者は届出で、又組合員は逃走者を信義を以て、使はない様にしてゐる)

第二十七條 本組合員の使用人を誘出し、又不正行爲により解雇せられた者は、備入る事を得ず。

第二十九條 徒弟職工其他従業員にして模範たる者は表彰するものとする

年 限	店 員	徒 弟	職 工
滿二ヶ年	〃	年期満了者ニ褒狀	褒 狀
滿三ヶ年以上	褒 狀	〃	褒 狀、木 盃
滿五ヶ年以上	褒 狀、木 盃	褒 狀、木 盃	〃
滿七ヶ年以上	〃	〃	〃
滿十ヶ年以上	〃	〃	〃

四、仕立工程

- 一、見本—通常顧客に羅紗屋より配布の二寸四角の切地を各種提出し選擇せしむ。
- 二、採寸—本式にては随分複雑して居る、判り易い物を記す。(括弧内は普通体、糧)
 - イ、横の採寸—胸圍(九一、五センチ) 腰圍(八一) 臀圍(九四) 脊幅(三八) 胸幅(三八) 肘丈(四八)
 - ロ、縦の採寸—脊丈(四一) 臀丈(六一) 總丈() 等
 - ハ、ズ オ シ—總丈、股下、腰圍、臀圍、膝圍、裾口圍等。
- 三、羅紗仕入—羅紗には冬物、夏物、合物とある。脊廣は通常三ヤードを仕入れ(羅紗の中は五〇吋程度) 仕入れた羅紗は湯通し(羅紗面に霧狀に水を掛けアイロンを掛ける)をして縮ます。
- 四、製圖裁斷—精密にすれば採寸により客の型紙を作り切地上に製圖する。然して之を裁斷し、縫工に廻す
- 五、假縫—裁斷された各片を一定の順序に縫ひ合す
- 六、本縫—假縫により各片を縫ひ合した程度のもを、顧客に着せ、癖により補正す、然して附屬品、裏地等をつけ仕上げる。その間本縫に至る迄通常三日(脊廣)である。

五、羅紗名稱其他

- イ、ウオーステツデ(羊毛絨)—脊廣用、合物
- ロ、メルトン トンビ、オーバー用
- ハ、サクソニー(薄絨) 合物
- ニ、スコツチ(ツギード) 合物、冬物、脊廣用
- ホ、ホームスパン(手織紡) 合物、冬物

- ヘ、駱駝(ラーマ) 冬物、オーバー用
- ト、キヤシミヤ(カシミヤ駱駝) 一年中上着用
- チ、ドスキン(厚無地絨) 禮服用
- リ、クレベ絨(キャバードイン) レインコート用
- ヌ、サージ(綾絨) 事務服用
- ル、セル地(トロピカルウオーステツド) 合物
- オ、絹セル(インペリアルサージ) 合物、夏物、脊廣用
- ワ、アルバカ(シシリアン)(平絨) 裏地用

六、洋服名稱其他

- イ、脊廣(サツクコート) (羅紗用布—約三ヤード) 三揃(上衣、チョツキ、ズボン)
- ロ、朝禮服(モーニング) (二碼) 上衣、チョツキ
- ハ、晝禮服(フロツクコート) (二、五碼) //
- ニ、燕尾服(ドレスコート) (三碼以上) 三揃
- ホ、晚餐服(タキシード) (三碼) 三揃
- ヘ、外套(オーバコート) (三、七碼)
- ト、トンビ(インパネス) (三、五碼)
- チ、ズボン(ツル—ザ—) (一、五碼)
- リ、大禮服(フルドレス)

將校満套	二 圓	一圓五十錢	一 圓	八十錢
婦人コート	特別三 圓	二圓五十錢	二 圓	一圓五十錢
學生外套	一圓五十錢	一圓二十錢	一 圓	八十錢
レインコート	特別四圓五十錢	三圓五十錢	三 圓	二圓五十錢
將校外套	三圓五十錢	三 圓	二圓五十錢	二 圓
合夏物の部				
白リンネル折襟上衣	一圓五十錢	一圓二十錢	一 圓	八十錢
白リンネル詰襟上衣	一圓四十錢	一圓十錢	一 圓	八十錢
白リンネル直着	八十錢	七十錢	六十錢	五十錢
白リンネルズボン	一 圓	八十錢	六十錢	五十錢
バンピリス、アルパカ	二圓十錢	二圓五十錢	二 圓	一圓八十錢
ヘヤクロス折襟	一圓八十錢	一圓五十錢	一圓二十錢	一 圓
同 詰 襟	一圓八十錢	一圓五十錢	一圓二十錢	一 圓
向 地	三十圓	二十五圓	二十圓	十五圓

八、洋服生産高

今下關市に於ける洋服の生産高(作業服及び學生服を含む)を擧ぐれば次の通りである。

昭和五年	四六、〇六〇圓
昭和六年	三八、二七〇圓
昭和七年	五二、九七〇圓

下關に於ける洗濯業

石 黒 百 合 夫

緒 言

人口約十三萬、西日本の門戸として自負してゐる下關に於ける洗濯業について少し調べて見た。現在下關に於ける洗濯業は如何なる階級いかなる所々を問はずその利用の範圍は擴大されてきた。その所以は現代の如きスピード時代には先づ敏速なる洗濯を要し次に確實安價なるものを求むる故である。而して最近下關に於いては日一日と洗濯家は、何々洗濯店、何々ランドリーと増加しつゝある。

沿 革

然らば如何なる経路を辿つて今日に至つたか。抑々下關に最初に現れた洗濯業は市内南本町の山本洗濯店が明治廿四年頃出来たのを以て初めとする。而してその時分から株式でやつてゐた。それ以來好況時代に入り急激に増加し茲に下關の洗濯業の組合制が初めて設けられた。その組合は毎月五十錢宛の組合費を徴收し種々なる特點を有し年一回慰勞會旅行等を行ひ組合員の連絡協調をとつてゐた。然るに不景氣になるに従ひ他の職にあつたもの等が洗濯業を開始し漸く市内洗濯業者間の競争が起つた。そこで組合員は組合化すべくつとめたが、新しい店は顧客を取る爲に奔走するので

及ばず、一先づ組合を解散して各自競争に任する事にした。故に今日では洗濯業者の組合なるものなく、従つて亦其の料金も今日の如く暴落したわけである。

同業者

今此處に知れるだけの店を記して見やう。但し極めて最近に出来た店は省く

店名	町名	店名	町名	店名	町名
河村	岡田町	堀田	宮田町	大阪屋	丸山町
福永	阿彌陀寺町	福永	武久町	丸屋	ク
栗田	東	日之出屋	十一丁目	河口	赤岸
玉川	本町三丁目	末岡	ク	藤井	新地
平川	田中町電車通	竹本	ク	松浦	丸尾通
天羽	上新地	下關ランドリー	ク	誠美舎	大坪
小林	新地	富田	向山	木村屋	入江
鈴木	ク	桑山	山ノ口	長見	宮田町
木島	茶山通	濱ランドリー	十一丁目	杉山	本町七丁目
山本	入江	土井	壽通	西京屋	新開町
三田尻屋	南本町	田村	本町一丁目	白洋舎	丸山
山本	南本町	内藤	東	日之出屋	八丁目(本町)
栗田支店	本町三丁目	關門ランドリー	本町一丁目	池邊商會	入江
合田	竹崎踏切	鴻南	關西(堤附近)		

洗濯法

一、毛織物

先づ毛織物であるが、毛織物は絶対に湯を扱かつてはならない。水、二斗に、マルセル石鹼一合五勺の割合に混ぜ亀の子束子又は馬の毛でつくつたブラシを以て洗濯物をよくブラッシュ爲し、其の後カリ石鹼を以てしみのある所をよく洗ひ、完全に落ちるまで水洗ひをして後日光の直射しない影乾しにする。(この場合日光に直射させると色が變する恐れがある)よく乾いた後に他の布(エーテルを二、三滴流したる水にぬらしたものを)をしめらして上に置きその上からアイロンをかける、と立派な光澤が出る。

二、麻カネキン、ボプリン、グラミツド、ナツバ服、シキフ等々、

(イ) 白物

先づ湯を沸かしその中に石鹼(粉末)を入れて充分にとかし、その中に洗濯物を入れ、充分に煮る。後引揚げザラ板にかけ、湯(可性曹達少量)に浸け引揚げ、ブラシ(竹製)で襟をこすり後冷水にて三度ゆすぐ。ゆすぎが出来ると糊をつけ日光の直射する所に乾し、充分に乾燥して、水打を爲し、アイロンをかける。

(ロ) 色物

水に石鹼(粉末)を入れ泡の立つ程まぜる。この割合は二斗の水に約一合の割合である。その溶液の中に洗濯物を入れザラ板にかけ、醋酸の入りたる水(なめてみてすい程度)をつけ後水洗(三度)して乾燥、糊、アイロンをかける。

値段表

糊	漂白劑	使用材料	用途	單價
1、シヨーフノリ	、八〇以上	メリヤスシャツ	、一五以上	マント
2、コンスタンチ	、七〇	長メリヤスシャツ	、三〇	女マント
3、フノリ	、五〇	毛クク	、三〇	セルフラ服上下
4、ゼラチン	、三五	浴衣	、二五	毛布(二枚續き)
	、三〇	裕	、四〇	冬ラシヤ服(三ッ揃)
	、一五	セル單衣	、八〇	間服
	、一〇	ホープ(包布)	、一五	レインコート
	、〇六	羅紗アツシ	、四〇	白帽子
	、三五	夏織絆	、五〇	ネクタイ
	、一五	足袋	、二〇	女サリツ
	、一五	オーバコート	、〇七	絹服
	、一五		三、五〇	靴下
				、一〇

液体藥品	用途	單價
1、クロールカルキ	色止め	、三五錢
2、ブラキツド	油落	、五五〃
3、ハイドルサルハイド	漂白	、六〇〃
4、ガマンザンカリ	垢落	、六〇〃
5、修酸		、五〇〃
6、クロールナトリウム		、四〇〃

季節的繁閑

次に洗濯業の季節的繁閑を述べやう。一般的には夏即ち六月から十月の間が忙しく、就中六月―七月は最も忙しい。それは春着の始末、夏着の白物のゆかた、シーツ等が多いからである。猶十二月の下旬は急に正月迄忙しい。而し之は大した事はない。

店員

店員は入店して修業し始めて五、六年で相當の腕になるので、その後は本人の希望により大阪、神戸等に腕をみがくのである。その多くは高等小學校出が大多數を占める。

結 言

以上余りに貧弱な調査である。而し洗濯と言へば唯ゲートル位しか手にした事のない我々がその道の人の言葉に接し洗濯業の如何に現代に及ぼす利益の大なるかを思ふ時に私は私の調査も徒爾ではなかつたと思つて喜びに堪えない。

下關に於ける豆腐製造業

渡 邊 久 男

緒 言

下關市内に住んでゐる人々は、必ずや、毎日豆腐の呼聲を聞くに違ひない。それは豆腐製造の容易と世人の需要大なる事を物語るものである。そこで私は、以下「吾々の生活に密接不離の關係にある」豆腐に就いて述べる事としよう。

沿革

豆腐の製法は往古朝鮮より傳はつて來たと云ふ説と、日本内地で創始したと云ふ説があるが、何れにしても、昔からあつた事は事實である。然しその當時の豆腐は、大きくて非常に堅く黒がかった色をしてゐた。

わが下關市でも約百年前に、現在櫻山と呼ばれる附近で一夫婦が營業したのが始めである。聞くが、素より慥かな事は分らない。

製 造

A 原 料

1 原料の種類、大豆(主に滿洲) 苦汁 胡麻 塩 水 其他

2 原料の仕入時期 仕入時期は別に特定されず、必要次第仕入をなす。

一、大豆の買入に就いて滿洲は大豆の産地として有名である。今豆腐製造用大豆を次の四種に分けて比較して見よう。

名 稱	包 裝	建 値	特 長
朝鮮大豆	四斗(俵入)	一石建	優秀品なるが故にその消費少し
滿洲大豆	百斤(麻袋入)	百斤建	上品、中品、下品の別あり中品が最も多く使はれる
九州産大豆	四斗(俵入)	一石建	稍々使用される
山口産大豆	四斗(俵入)	一石建	稍々使用される

二、塩の買入について、鹽は三等鹽(一斗約一圓十錢)を購入する。

三、使用水、水は總べて上水を濾過して使用する。但し温度の關係から水は冬季の水を最上とする。併し今夏の如く、水不足では自然製品にも多少影響する處くない。

四、其他、ヒリョウスに用ひる胡麻、油揚に用ひる胡麻油(原産地天津、揚子江一帶)は適宜購入する。

B 製 法

A 水に豆を浸す、約八時間、例へば午前十時に水に浸せば午後五時頃には之を引出すのである。――埃の除去

- B 次に豆を石臼挽碎機に入れ、間隙を通過する粒子に粉挽碎作用を行ふ。――外皮の除去
- C 挽碎された粒子は釜に入れられ、豆の上に水が出るか、出ないか位に入れて焚き、水気がなくなつたら補充して、軟くなつた頃、火入れを止める。――所要時間約一時間 豆乳
- D 前項の液を厚い袋に入れて濾過し長方形の箱に入れる。この箱は底に無数の穴がある。内側には布の目の細密なもので張られ、濾過された液汁が入るこ、上から布を以つて覆ひ、其の上に型のついた蓋をしてしまふ約三四時間にして液中の水は底の穴から滴り落ちて固まつて了ふ。
- E 前二項の動作を更に重ねて爲せば絹濾豆腐となる――(壓搾する時に用ふる布が絹なるを以つてこの名あり)

製品

A 製品の種類

豆腐、焼豆腐、絹濾豆腐、冷凍豆腐、大揚、小揚、油揚、ヒリヨウス

B 製品の價格

次に述べる豆腐製造業組合にて詳説す

今代表的なものを平均すれば左の如し	産	額
夏	一日平均	四〇〇箱
冬	〃	七〇〇

而して春秋は共に少ない。即ち一年を通じて最もよく賣れる時は一月、二月、三月、四月、七月、八月、九月で五月

六月、十月、十一月、十二月は賣れ行が悪い。

副産物

オカラ(一名花の實と云ふ) 二錢玉、一錢玉

豆乳 一本 二錢五厘

豆乳は液汁から來るものであつて、乳兒の成長滋養劑及び病弱者の滋養劑として、又ラムネやミカン水と同様に常に愛飲されてゐる。

オカラは營養劑として人間の日常生活時に於ける副食物として有名である。又牛馬の飼料殊に豚の飼料として多く買取られる。而してその送り先は彦島、長府方面である。

下關彦島豆腐製造組合

時世の進運に伴ひ吾豆腐製造業者は日々増加するのでここに集團の必要があることは今更贅言を要せない。然して斯業者は今や往時の豆腐屋にあらず、完全なる製造業者として向上せるは欣快同慶の至りであるが、尙經營方針其の他區々にして同一歩調を得ざるは、結局相互の不利を招くことで、實に遺憾に堪へない。須らく現今の原料其他の高低日々激甚なるに鑑み、組合組織として需給の均衡を計り、共存共榮の途を拓くべきで、その趣旨の下に本組合は創立されたのである。

一、組合の目的

目的としては組合員一致協同して、營業上の弊害を矯正し、相互の利益増進を旨とし、左の業務執行をなすものとする。

- 1、商品並に營業上其他に就て改良を要する考案

- 2、營業上不正競争は絶対に行はざること
- 3、仲裁判断及和解調停をなすこと
- 4、組合事業に功績あるもの及組合員並に使用人の篤行を表彰すること
- 5、組合員營業状態の調査
- 6、原料價格の高低を常に注意し組合員の利益増進を計ること
- 7、其他組合の目的を達成するに必要な事項

二、組合員

A 同業者は絶対に組合員でなければならぬ。

B 加入

- 1、先づ新に開業せんとする者は組合長の同意を経た後作業場設計圖を當該警察署に提出承認を受く
- 2、新加入者は加入申込書提出と同時に入會金貳拾圓也を納入し、組合員章の交附を受く。
但し譲受人は其半額金十圓也を納付する。
- 3、組合員章交附の手數料として金貳圓也を納入し、再交附の場合金壹圓也を要す。

C 脱退事由

- 一、死亡
- 二、營業を廢止したるとき
- 三、組合區外に營業所を移轉し、地區内に於て同一營業を爲さざるとき
- 四、營業を他に譲渡したるとき

D 權利・義務

組合員は組合帳簿を閲覧したり、役員の選舉權、被選舉權を有したり、組合の利害に關し意見を陳述する權利を持つてゐる。

又組合員は定款其他の規定及決議を遵守するの義務を有する外組合費金を納付する義務あるものとす。

三、役員

A 組合には左の役員を置いてゐる

顧問	下關警察署長
相談役	同署僚
顧問辯護士	同衛生主任
組合長	同衛生部長
副組合長	若干名
會計係	一名
理事	三名 (下關東部、西部、彦島町)
評議員	一名
書記	三名 (春秋定季總會にて選任)
	三名 (支部制により各支部にて選任)
	一名 (役員會にて選任)
	八名 (支部制に依り各支部にて選任)
	若干名 (前方法に同じ)
	一名 (組合決議にて選任月額金五圓也)

支部長 (副組合長兼任)

三名

B 役員の任期は満一ヶ年とし重任するも差支へない。

四、製 品

製品の協定容積及協定価格左の如し

1 協定容積 (最大限度とす)

- 一、豆 腐 三寸一分平方
- 一、焼 豆 腐 長サ三寸四分 巾二寸九分
- 一、絹 濾 豆 腐 長サ三寸三分 巾二寸四分 厚サ七分
- 一、冷 凍 豆 腐 (大) 二寸四分平方
- 一、〃 (小) 一寸八分平方
- 一、大 揚 三寸四分平方 (二つ切)
- 一、小 揚 三寸平方 (二つ切)
- 一、生 揚 長サ三寸 巾二寸

2 協定 價 格

但し大揚、生揚、ヒリヨウスに於ては二枚金五錢也、冷凍豆腐 (大) 三個の場合は同五錢とす。

品 名	小 賣	卸 賣	大人賣子	小人賣子
一、豆 腐	五 錢	四 錢	三錢五厘	三錢八厘
一、燒 豆 腐	五 錢	四 錢	二錢五厘	三錢五厘

組合は一月及八月を除くの外毎月十五日を公休日と定め一齊に休業す、一月及八月は十七日を公休日と定められてる。

六、其の他關係者

- 1 行商人 (卸賣人、賣子、唐戸營業者以下之に做ふ) に於ては必ず組合規定の鑑札を所持するを要す。鑑札の交付を受けんとするは若手數料として一枚につき金參拾錢也を納入し、再交付は金貳拾錢也を納付す。但し學生の行商人は之れを半額とす。

- 2 使用人の鑑札交付は雇傭の都度受くるもので其解雇の場合は直に之を返戻するものである。

七、組合員及び使用人の表彰

左記に該當するものは之が表彰を行ひ表彰記念の爲左の額により紀念品を贈るものとする。

滿一ヶ年の勤續者 金壹圓五拾錢也

滿三ヶ年の勤績者 金參圓也
滿五ヶ年の勤績者 金五圓也

勤績年限の起算は昭和七年秋季定例總會開催の九月二十四日とされてゐる。

八、製造業者

今左に豆腐製造業者の氏名、住所を記して見よう。

上田中町	伊藤信藏	長門町	飯田善太郎	伊崎町	岡谷金重
ク	入江芳藏	竹崎町	飯田象一	竹崎町	原源太郎
貴船町	今城三郎	東大坪町	池本レツ	上新地町	有水榮吉
宮田町	犬上文藏	上新地町	石原芳太	長崎町	宮崎福雄
唐戸町	西川岩一	入江町	松植百合松	本村	岩本孫一
後田町	金子順三	西大坪町	上境周郎	江ノ浦	坂原和二
園田町	竹野勇治	丸山町	野上順次郎	追浦	西菊太郎
外濱町	高橋梅太郎	伊崎町	志岡惣次郎	西山	富田新太郎
幡生町	辻鐵次郎	西大坪町	高橋彌平	ク	鬼崎五七
ク	辻幸太郎	竹崎町	高橋正一	西山	和田民藏
上田中町	中野菊太郎	丸山町	高田久登	福浦	高橋新太郎
貴船町	内海初吉	長崎町	田中信二	土郷	中野トメ
上田中町	出来六太郎	上新地町	中谷久六	堀	長野ヨネ
ク	松尾米太郎	西大坪町	中谷政藏	老	上田トメ

以上で大体下關の豆腐業について述べたいと思ふ。終りに臨み、吾人は、本組合の鞏固一致團結して共存共榮の實を擧げ、將來益々發展するやう祈つて筆を擱く。

下關に於ける煉炭製造業

結言

貴船町	松本ユキ	丸山町大正通	長谷春藏	後山	栢植與市
田中町	古川音藏	豊前田町	中村龍平	老	正田一郎
田中町	古川裕一	長崎町	浪越ヨシ	迫浦	二見勝馬
園田町	次來元市	入江町	向井篤一	江ノ浦	阿部徳廣
貴船町	安藤森彦	東大坪町	上野大助	本浦	島田安次郎
ク	佐伯ツル	長門町	榊井イロ	江ノ浦	島本啓太郎
ク	岸田藏太郎	東大坪町	藤間隆三	ク	島本榮一
上田中町	次郎九久一	新地町	木村壹先	後山	澁谷ナカ
後田町	芝垣ツヨ	丸山町	水清之	田之浦	下野キク
園田町	平田林三郎	長門町	下野キヨ	弟子待	久富政一
田中町	森川ハツノ	東大坪町	久永嘉一郎		
阿彌陀寺町	平田清司	竹崎町	森岡ミネ		

久保利勝

下關市に始めて煉炭業が行はれたのは明治四十三年下關在住の山本重吉氏が美禰郡大嶺村（當時徳山海軍省燃料廠）の炭礦の谷間に放置してあつた不良品の粉炭に目を付けて色々研究した結果、始めてタドンを製したに始まる。然し當時その形は餅形で非常に幼稚なものであつた。

以來漸次改良されて大正四年にやはり下關在住の吉武歌二郎氏が現左の様な穴のあいた煉炭を製造するに至つた。即ち今日見らるゝ圓筒形のそれである。けれども當時は人力を以つて作るもので機械に依るものではなかつた。

然るに其後大阪方面の燃料研究所に於て益々急速な進歩をとげて大正十三年大阪及び名古屋方面に於て優秀なる機械が製造されその結果之を使用するに及んで下關市は其の需要が激増した。茲に於て下關木炭商組合（一〇煉炭組合が組織）が生れて現在迄進歩し同業者の數も増加するに至つた。

次に下關煉炭同業組合員を擧げて見よう

- 一丸煉炭株式會社
- 山岡煉炭所
- 日の丸煉炭所
- 藤井煉炭所
- 因幡煉炭所
- 山形煉炭所
- 川田煉炭所
- 以上である

二、製造方法

A 原料

- イ、山陽無煙炭（大嶺）
 - A 炭（三番）
 - B 炭（二番）
 - C 炭（一番良）
 - 普粉（四番）
- 之等を調合する

- ロ、本溪炭
- ハ、朝鮮無煙炭
- ニ、九州無煙炭
- B 粉 炭（山から來たもの）

粘結劑（即ち現在使用の煉炭のり）

糖密

パン粉 麥粉

粉炭に煉炭粘を加へて煉炭製造機（型を使ふ）にかける。そして之を乾燥するのである
乾燥方法としては

- a 火力乾燥：短期日（一日）で乾燥するので製品の不足した時之を使ふ
- b 天日 / / ……大抵之による。火力の如く燃料を用ひないから、乾燥期間は二十日内外を要する

三、種類



	直徑	高さ
六ヶ入	七寸	五寸三分
八ヶ入	七寸	四寸三分
十ヶ入	六寸	四寸
十四ヶ入	五寸	四寸
廿一ヶ入	五寸	三寸
卅ヶ入	四寸	三寸
四二ヶ入	三寸	二寸六分

石炭箱一箱の標準に依つて何ヶ入と定めるのである

四、販 賣

製造業者が直接小賣店に、小賣店から一般消費者に配達されるのである。下關に於ける一年間の平均販賣高は廿四萬箱で其の内、一九が三分の二を占め、其の他が三分の一の割合である。現在小賣値段は一箱に付き六十五錢である。

五、結 論

斯く煉炭は進歩し遂に木炭、ガラ、石炭を遙に凌ぐに至つた。蓋し便利な上に値段に於て甚だ廉價であるからである。然し其の需要方面は一つに家庭であつて工業方面には用ひられない、石炭は家庭方面の需要は無くても工業方面に重大視されるので影響はない譯であるが木炭、ガラは矢張り家庭用であり、然も高價な爲に段々見放されて煉炭に代り行く傾向があり、大きな影響を受けるに至つた。

然し一面進歩し同業者が増すにつれて其の社會に及ぼす弊害も免れない。其は粗製亂造である。而も同業者の間にありて競争は激甚で未だ統制がとれてゐない従つて小賣値段も常に動搖してゐる。私は下關市の煉炭業の改善進歩の爲に一つに組織だつた統制を望むものである。

彦島の瓦製造業に就て

中 村 實

一、序言 時代の進歩は單なる瓦製造業に於ても洩れる事なく昨年より今年より一日と進歩しつゝある。若し諸君が昨年彦島の瓦製造を見學し今年一度見學して見るならばそこに如何に顯著なる進歩發達あるかを容易に知り得るであらう。實に昨年の彦島製瓦と今年のそれとは實に比較にならぬほどの變化と發達がある。これ昨年小林、藤本の兩君によつて斯業に關する調査があるに拘らず今又之に對して一瞥を與へんことを所以である。今順次に説明して見やう。

二、原料 未だ交通も發達せず他の事情の分らなかつた時代に於ては原料も自給を主とし、他から取入れる事も無く自分の山に出で來る必要だけこつて來るのであつた。然し次第に交通の發達や人智の進歩に従ひ他から原料を得る様になつて來た。粘土も始めは熊毛郡平尾のを使用して居たが土煉機の使用盛んとなり今日では香川縣三豊郡の三豊の粘土を使用する様になつた。今次に其の原料の主なるものを擧げて見やう。

(一) 粘土之は瓦の土臺なるものである始めは工場の附近のものを使用して居たが、最近熊毛郡平尾土を使用し、更に極最近に至りて香川縣三豊郡の三豊粘土を使用するに至つた。

(二) 雲母之は未だ焼かない所の瓦につやをかける爲に使用するものである、それが主なる目的にてその他はなれ易くするにも使用してゐる。之は瓦組合にて共同購買を年一度宛やる

以上述べたのが其の原料で他の製造業の如く間接原料と云ふが如きものは無く、強ひて言へば唯だ石炭位のものである

三、製造方法 序言に述べたる如く時代の進歩は製造方法に一大改革を來たした。それは昨年までは

- (一) 土練 土練機を使用して居た工場は二、三の工場に過ぎなかつたが、現在に於て彦島の斯業製造者の中土練機を備へないのが一工場あるだけで、その他全部は之を設置して二三年前の如く職人が足で跡んで居た時に比し手數、時間を省略し多量の勞力を使ふ事なく簡単に土練する事が出来るのである
- 土練機に使用する電力は僅か二三馬力で良いのである。瓦製造に於て一番大切なのは此の土練である。これに於て土の中の石塊や木の根等が除かれてゐなかつたならば乾燥して瓦は割れるのである
- (二) 荒地 土練を終つたならば職人は土を適當に處分してアラジと呼ぶ大体の瓦の型になつたものを作る。之を四枚重ねて工場の一部に並べて見るのである。
- (三) 切斷機 未だ機械を使用して居ない時代に於ては職人が手で完全な瓦の型に切つて居た。そして其が職人の技術の一つであり、之によつて職人にも自ら等差が着いたのである。然し現在に於ては各工場には切斷機なるものが設置され、アラジは此の切斷機の上に置かれ、職人によつてハンドルを廻されるならば此處に瓦の型となつて現はれるのである。従つて之を作るのが技術の一ミ數へられて居たものが現在に於

ては老年であらうと少年であらうと男女を問はず誰にでも作られる様になつた

そして手で作られて居た時は瓦を一定の型に確實に保つ事は困難であつたが機械によれば何枚にても一定の型を保つ事が出来るのである

- (四) ミガキ 切斷機により作られた瓦は工場建物内の一部に置かれて一定の堅さになれば雲母にて磨くのである
- (五) 乾燥 磨いた所の瓦は工場内の一部で蔭乾しされ、適當に乾いた時天日により乾すのである。そして水分が全部なくなつた時別の倉庫に入れて置き、後日窯を焼く時までに入れて置くのである
- (六) 焼 製造されたる瓦で未だ焼いてないのを倉庫より出して窯の中に積む。之に最近積積なる積方があるが之は焼いた跡が非常に立派であるのが特徴である。其の他仰積なるものがある。之等の積方にも一つの技術を要して居る。一窯約一千枚を入れる事が出来る。

以上の如くして積んだのを今度は焼くのであるが之は二三日間かゝつて焼くのである。此の焼く事は土練と共に非常に技術を要し、最も重大である。今まで何程瓦が良くても焼く時に下手をやれば遂に失敗で大損害となる。

(イ) 時間 普通十時間でもしこれを超へ十一時間十二時間かゝれば瓦は軟かくなり、反對に九時間位である瓦はかたい

(ロ) 火加減 之を餘り強くやれば瓦が割れたりニワつたりする。又弱くすれば中々焼けない。そこが六つかしい所である。従つて又一番頭をなやます點である

(ハ) 石炭 石炭は一窯に約二トンを要し各工場共に戸畑市方面から買入れて居る。之は後に「ガラ」ミなり北浦豊後宇部等を主なる消費地として賣出される。

以上の如く焼き終れば空気のぬけない様土でぬり、二三日間放置して置く。そして二三日して口を切ればこゝに完なる瓦が出来上るのである。

四、使用数 日本建の家屋に瓦はつきものである。而して之は坪数により大体分る事が出来る。即ち一坪に使用するカツテは約百枚で、道具物（唐草やスミ等）込みで百廿枚、二階建は百卅枚である。

五、運送 交通發達せぬ時代は自分の家の舟で漕いで積出して居たが船運開け現在に於ては發動機船が之を運送する様になつた。

未だ瓦製造業者の中、汽車を利用して遠方の地へ運送する者が無いのは残念だ。然し之もこゝに鐵道が敷かれる様になつたならば大いに遠方にも發展して行く事だらう。

六、ガラスの處分 瓦製造の副産物の中でガラ（コークス）を數へる事が出来る。之は一窯に於て四十五六俵から五十俵出来る。そして此れは依に入れて倉庫に入れて置き注文を受けたる時賣渡す。其の價格は四十五錢乃至五十錢位である。其の販賣地は北浦、宇部、豊後を其の主なるものとする。

七、結言 セメント瓦が近年發達して來た、自分はセメント瓦は今後發達する事は絶対にないと思ふ。蓋し之に大改革が加へられ従來の性質が一變すれば兎も角、さもなくば僅か十年か廿年位の耐久力しかないセメント瓦を使用するよりか社會の人は五十年―百年の耐久力を有する瓦を使用するからである。唯だ使用されて居るのは奇を漁る人であるといつてよい。最近スレートも發達し和洋折衷の家屋等には大体使用されてゐるが、これも大した問題には未だなつてゐない。日本建築が消滅しない限り瓦製造業は消滅する事なく益々充實を計つて行くであらう。唯然し斯る樂觀論を以て晏如たるべきではない。時代の推移と共に善處すべきである。今彦島瓦製造業者の中には共同販賣を主張するものも居るが今日のところはまだ從業者の意見が合致せぬ爲めに實現は困難らしい。然し完全なる統制の下に販賣路の

擴張と製品の取締を行ふ事は彦島瓦の爲に何よりも緊要の事ではなからうか。

下關に於ける山羊乳業に就て

加 見 忠 勇

下關の山羊の牧場云つても極めて貧弱なものである。大正三四年頃棉貫氏が下關市田中町に行なつてゐたのが始めであるが、當時はまだ市民が山羊乳に對する知識の少なかつたのと宣傳の不充分なる爲によりその需要少く、遂に二三年の内にやめてしまつた。其後當分下關には山羊乳を見ることは出来ず、唯長府町より小量市内に配達されてゐるに過ぎなかつた、然るに最近新聞、雜誌等により山羊乳が母乳に最も近く牛乳よりも大變良い事が市民により認められ需要も増すに至つたので昭和六年七月中旬に山田牧場が西大坪町金比羅停留所附近に開業した。以下主として山田牧場に就て調査しよう。

山羊は全國ほとんど居るが、濕氣の有る所は不適當である。山羊の値段は一頭（雌山羊の乳の出るもの）最高九十圓より四十圓ぐらゐである。

今山田牧場の山羊に就て見ると

一、長野縣産(最良種) 一頭九〇圓位、外に運賃(特別小口扱)三頭として十五圓餘かゝる
 二、大分縣産 三頭 運賃は六圓餘
 三、愛知縣産多數 船便にて運賃二圓併合せて總數三十五頭居る。内十四頭は子山羊で廿一頭は親山羊である。但しその内乳の出るものは十六頭に過ぎぬ。

以上十六頭の山羊より出る乳の量は一斗餘りであるが同牧場では子山羊に飲ませる故に搾取量は約九升と成る
 次に山羊の飼料に就て述べよう。

山羊は全然水を飲まないから牛乳の場合の様に牛に塩からい食物を食はせて澤山水を飲ませ以て大量の乳を絞ると云ふ譯にゆかない。けれ共その結果は牛乳が水分を大量に含んで良い滋養物とはならないに反し純山羊乳が良いと稱せられる所以でもある。

今飼料の割合を示せば略次の通りである。

- イ、乾 草 一束約一尺四方の太さのもの一つ宛 一日に二回
 - ロ、豆腐かす 七〇〇匁
 - ハ、大豆玉 二合
 - ニ、こかす 一合
 - ホ、米ぬか (夏季) 冬季は麥ぬか 少量
- 一日に一回

右は一日親山羊一頭のとる分量である。
 同牧場に於ては牧舎並に運動場として五十餘坪をとり牧舎の内は

- イ、親山羊は一匹つゝ別々の檻に入れる
- ロ、子山羊は全部一所に檻に入れる

但しこれは夜分だけで日中は運動場に出て遊ばす。その時は全部一所である。

而して子山羊は運動場にて親山羊の乳を飲むのである。

搾取の順序は

- 一、親山羊をさらへ乳房を洗ひ 二、搾取場に入れて搾る 三、消毒機にかけて消毒 四、瓶詰 五、消毒
- 六、配達の順序で瓶が歸へると瓶を消毒して再び瓶詰と成す。

右消毒機で消毒する温度は以前は攝氏で普通八十度であつたが、新規定により攝氏九十度で十五分の蒸氣消毒を行ふ事に成つた。

同牧場では消毒機一機あるが、その消毒機は高さ一米半、直径五〇cm住友鐵鋼所製である。
 消毒された山羊乳は市中に配達されるが配達時刻は朝は六時より七時頃まで、午後は三時より四時頃まで、自轉車で配達される。但し子供の夜の乳にする等の特別の事情があれば少量も夕方配達せられる。

山羊乳の瓶には、大瓶一合八錢と、小瓶五勺入四錢の二種ある。瓶は附近の硝子工場によつて作られる。
 代金は月末に勘定を締切り翌月の五日頃集金で普通牛乳と變らない。

下關中央青果株式會社

德田清春

一、概 説

下關市中央市場に於ける果實蔬菜類並びに其加工品の卸賣人たる下關中央青果株式會社は市條例下關市中央市場業務規定の命する所に依つて、下關市内に於ける青果問屋及び有力仲買人九十一店が大同團結して出來た會社で、此等の青果問屋は全く從來の問屋營業を廢止してしまつて今日では法規上富市場内に於ては勿論の事、實際に於ては下關全市に涉つて青果卸賣人は當然本社一店あるのみ申しても過言では無いのである。

當會社の内容機構は次の通りである。

- (一) 名稱 下關中央青果株式會社
- (二) 所在 下關市唐戸町、下關中央市場内
- (三) 目的
 - 一、果實蔬菜並びに鳥獸肉卵類の委託販賣並びに賣買
 - 二、前項を主要原料とする食糧品の製造並びに製品の委託販賣並びに賣買
 - 三、前各項に附帶する一切の業務

- (四) 資本金 當會社は株式組織で資本金壹百萬圓を二萬株として壹株の金額は金五拾圓である。
- (五) 資格 當會社は下關市長により特定の資格者として卸賣人に指定されたもので保證金並びに誓約書を市長に納入し出荷者の完全なる代行機關たるの機能を有してゐる。
- (六) 職制 次表の如し



當會社の市場内に於ける賣買取引は躰賣の方法を取つてゐる。但し必要と認めたる時は相對賣又は入札賣の方法による事もある。而して本市場内部では金額數量共に符牒を用ふ事を禁止してゐる。

一、委託品の販賣方法

イ、販賣順序 鐵道便、船便のいづれから來た貨物も各賣場共に到着順に依つて販賣してゐる

ロ、市建の仕方 呼値は數量、目方、容量、値段等すべて符牒を用ひない。そして躰賣はすべて躰上の方法で躰上

け最高値に落す。

入札賣は會社より仲買人に入札板を渡す。入札板は直徑三寸七分の黒塗の金看板で、仲買人達はそれぞれ買値を數字で記入し、そして賣場主任の號令一下之を公衆の面前に提示して最高値に落す。

ハ、荷物の積出方 下關中央市場の位置は當青果市場の必然的發達の歴史を尊重して海陸共に最も好い所を占めてゐる。鐵道引込線の完成と共に、出荷者の負擔とする運賃等も著しく減少された。

鐵道の大貨物、貸切貨物、小口貨物は總て「下關市中央市場果入」と荷札を標記しておけば到着する。

ニ、運送取扱店

關門海陸運輸株式會社

下關驛着

下關合同運送株式會社

丸神海陸運輸株式會社

門司驛着 門司合同運送株式會社

大里驛着

大里運送株式會社

橋本組

運送店

ホ、仕切書は賣買の行はれた當日發送する

ヘ、運賃諸掛り清算方、委託品には左記の費用は仕切から差引計算して送金する

一、通信費

二、諸運賃諸掛り

三、仕切金送附爲替料

四、冷蔵又は倉庫保管料

五、手入其の他の經費等

ト、委託販賣手数料、一割である。

チ、送金並びに取引銀行、送金は原則として賣買完了後直ちに送金する事になつて居るが都合上、三、四回分を一

括して送金して居る。同會社の取引銀行は株式會社百十銀行東支店である。

リ、調査、資料、報導、日々の相場、商況等は營業部より直接新聞並びにJOSKによつてラヂオで放送されてゐる。

四、仲買人

本市場に於て賣買に参加せしむべき仲買人は仲買人組合の諮問を経て、市長の許可を受け之を定めてゐる。

47 一 而して左記の一つに該當する者は仲買人となる事は出来ない。

- (一) 本市場に於ける仲買人にして業務許可の取消を受けたる日より三年を経過しない者
 - (二) 破産の宣告を受け復権せざる者
 - (三) 禁治産、準禁治産の宣告を受けて居る者
 - (四) 前三項の一に該當する者を無限責任社員又は取締役其他業務を執行する役員とする法人
 - (五) 仲買人組合員たるの資格を喪失したる者
 - (六) 仲買人たる法人の無限責任社員又は取締役其他業務を執行する役員
- 仲買人は下關市、豊浦郡、厚狹郡、門司市、小倉市、戸畑市、若松市、八幡市、企救郡内に於て當會社の取扱品目の部類に屬する物品に付買付及び販賣委託の引受をする事は出来ないものである。
- 仲買人が左記の一つに該當する時は、其の取引を停止し、又は市長の業務許可の取消を受け之を除名する事がある。
- (一) 本社の認定したる信用程度を超過して、其の支拂を延滞したる時
 - (二) 期限内に買受代金を納入せず、其他本會社に對する債務履行を怠りたる時
 - (三) 營業上談合其他不正行爲を成し又は公益を害し、若くは害する虞ありと認むる時又は本會社の業務を妨げ若しくは信用を害するの行爲ありたる時
 - (四) 契約を履行せず又は其の履行困難と認めたる時
 - (五) 取引停止中の仲買人に物品の供給を爲したる時
 - (六) 市場に關する縣市及會社の諸規程並びに之に基きて爲す處分又は仲買人の業務許可に對する條件に違反したる時等

『東海製菓』下關工場に就て

商業都市下關市は最近に至り、各種交通機關の發達——通信機關の完備——金融界の隆盛——産業の進歩、並びに人智向上等の種々の條件と相俟つて、交通上、經濟上、金融上の一大中心地となり、その躍進振りは實に目覺しい。此の「躍進下關」の一大表書物こそ實に下關市港町に在る、コンクリート建の近代的建物即ち、下關中央市場である。而して此の中央市場を賃借し、卸賣人として市場の機能を發揮しつつあるもの即ち我下關中央青果株式會社である。以て同社の使命の重大知るべきで茲に我々商業學生は注意と關心を拂ふべき必要があると思ふのである。

汽車が下關驛を離れるとすぐ左手に「東海製菓」と白文字で書いた煙突が目に入る。山陽の下關に「東海」とは稍々相應しからぬ感を與へるが、實は此は本社を名古屋に有する東海製菓株式會社の下關工場なので昭和三年日章製菓より現在の工場を買受け事業を開始したものである。この社はこの下關工場の外に尙本社と岡崎(愛知)小山(栃木)太府(愛知)に各工場を有してゐる。

而して岡崎工場はビスケット、乾掛物(チャイナ、マアブルの如き物)乾燥物(西洋菓子子の如き物)キャラメル、ド

ロップスを生産し、名古屋工場はビスケット、大府工場はバターチーズ、下關工場はビスケットを生産する。そして下關工場の生産品は關門北九州、朝鮮、臺灣、滿洲に供給せらる。

原料

此會社の製品はビスケット、艶掛物、乾燥物、キャラメル、ドロップスであるが此の工場は前述の如くビスケットのみを生産し艶掛物、キャラメル、ドロップスは本社から仕入れて此の工場から賣出すのである。

原料は大体次の通りである。

名	仕入地
(一) 小麥粉	市内の中寅、中島、平野商店
(二) 砂糖	市内の中寅、中島、平野商店
(三) バター	本社
(四) 水飴	九州製飴、本社
(五) ミルク	本社
(六) 重曹	門司の鶴原商店
(七) 落花生油	大阪の中島商店

で此の外に燃料石炭と少々塩を必要とす
以上の各原料の現在の価格は次の通りである

(イ) 小麥粉	一袋 (五貫九百)	三圓五拾錢
(ロ) 砂糖	一俵 (百五拾斤)	百斤建 二拾圓

四圓五拾錢

(ハ) バター	一ポンド	四圓五拾錢
(ニ) 水飴		
(ホ) ミルク		
(ヘ) 重曹		
(ト) 落花生油	一罐	六圓

本社より來る故不明

製法

ビスケットの製法は先づ小麥粉ミバター、砂糖、落花生油をビスケット、六、砂糖、二、五でバター砂糖落花生油二、五他に少々塩の割合で混合機にて混合してロールにより適當なる厚さに引延して切斷機に掛け原子型により種々なる型に打抜き金網の上のせて竈に入れて焼いて出す。そして此の間約二十分ばかりで出來上るのである。竈に用ひる石炭は月に約五十噸程である。

各原料使用料は日に小麥粉二百袋バター二十斤砂糖十俵水飴五貫ミルク三十貫重曹一貫落花生油少々で他に塩少々である。

生産額

同工場に於ける生産額は一日にビスケット平均一千五百貫で價格にするに壹千八百圓である。一ヶ月には約五萬圓で四萬五千貫位の産額になる。年の中で最も盛んに生産するのは九月、十月、十一月の三ヶ月である。

包装

包装は石油罐、石油箱ビール箱に分れ、石油罐一貫六百、石油箱三貫五百、ビール箱が六貫五百程込る。

販賣及販路

販路は主として廣島以西にして九州四國は勿論近來は多く朝鮮滿洲臺灣に迄移出する。次に移出價格高別にすると次の通りである。

九州	三萬圓
山口	二萬五千圓
朝鮮	一萬圓
臺灣	一萬圓
滿洲	三萬圓
廣島	一萬五千圓

他に南洋に少し出る

製品の價格は一箱ビスケット約十二圓、乾掛物二十圓、乾燥物十五圓、キャラメル二十五圓、ドロップス十六圓である。

従業員

従業員としては現在男工約五十名女工約二十名で計約七十名で、別に少數の事務員を使用してゐる。而して給料は、女工一日に付一圓位男工一圓二十錢位である。

職工は發送部（荷造をなす）、包装部（箱詰をしレットルをはる）、幼稚部（ビスケットに砂糖をつける）、サント部（サント菓子（ビスケット五種）を作る）に分れ、又夜間部晝間部に分れてゐる。而してこの晝夜は交替で、女工は夜は出ない。

ビスケット協會

普通カンメンボ組合と呼ばれ組合員は森永、明治、東海、日清、ABC等約三十位で、その目的はビスケットの値段維持ビスケットの販路進出等を旨とするのである。

下關海峽の燈臺に就いて

竹内大治

一、緒言

下關海峽の激流を航行する船舶の指導者。かくれたる社會奉仕者として世人に余り其の存在を認められずとも沈黙の儘孜孜として社會奉仕的の尊い事業に日夜倦まず撓まず従事するものは實に燈臺である。その燈臺に就いて述べよう。

二、沿革

一、我國洋式燈臺の設置せられしは明治初年で、外國人の燈明番を聘用して守燈の傍邦人守燈者に傳習せしめて居たが明治七年に到り燈明番選舉規則定められ燈臺寮構内に試験燈臺を設立し英人チャルソンを月給百弗にて傭入れ燈明番教師として燈明器械取扱其他看守業務氣象觀測方法を傳習せしめたのである。

二、燈臺局看守なる名稱も其の初めは燈明番と稱し次で燈明番守。燈方。遞信技手。航路標識看守を経て現存の名稱に改められたものである。

三、位置

海峽には潮流信號をなすものと船舶通航信號をなすものと有る。

1、潮流信號をなすもの

海峽東口門司側の突端部崎潮流信號所

ノ 西口下關市彦島町付ノ子島突端臺場鼻潮流信號所

尙此の種の信號所は我國に下關海峽を除いては左の三箇所しかない

即ち瀬戸内海三原瀬戸の大濱崎潮流信號所

〃 高根島潮流信號所

〃 來島海峽の中渡島潮流信號所

で殖民地には一ヶ所も無いのである。

2、船舶通航信號所（三ヶの塔あり）

海峽東口門司側部崎通航信號所

〃 下關側火の山下通航信號所

〃 西口門司側赤坂通航信號所（小倉延明寺）

〃 下關側の臺場鼻通航信號所（彦島竹ノ子島）

此の種の信號は全國に下關海峽を除く外に二ヶ所あり即ち

大濱崎通航信號所

高根島通航信號所

とである。

四、業務

1、潮流信號所

イ 仕事

潮流の流れて居る方向及び潮の盛りやたるみを知らせる。一言にして居へば交通巡查の役目をなす。

ロ 方法

晝間は器械で夜間は燈火で知らせる。

ハ 看守者

船舶に關して相當の智識を持つ者が必要で現在は農林省の水産講習所を出て燈臺看守になつた人が看守長に置いてある。

2、船舶通航信號所

イ 仕事

屈折せしめて前方の見通のきかない海峽でしかも潮流が激甚で船の運航の自由でない即ち下關海峽の東口西口の様な所で船の來つた事を航行中の船に知らせる。

ロ 方法

三ヶの塔に晝間は丸。三角。四角の三種類の形をあらわし夜間は燈火の色で前方の通航船の状況を知らせる。

ハ 看守者

潮流信號と同様である。

3. 氣象觀測

どの燈臺にても毎日午前六時午後二時午後十時の三回氣象月報を作成

觀測、記載事項は次の様な者をなす

- イ 氣壓 氣温
 - ロ 風向 風力
 - ハ 雲雪量。雲量 雲の種類及動く方向速度。
 - ニ 天氣 天候の變化
- 以上を可成詳細に記録す

此れは勿論各地に測候所は有るが海難事件の起りやすい特種岬角附近の局部的氣象を附近燈臺で觀測するのである（海員審判所で海難事件に付き審判する時は第一に此れの寫を附近燈臺から取寄せるのである）。

4. 通過船舶記帳

各燈臺では晝夜航行船舶の動靜に注意し附近通過船舶を記帳するので行衛不明の船でもあれば直ぐ附近燈臺へ問合が出来る。

5. 船舶通報

イ 船舶通過報

一定船舶が指定燈臺の前面を通過した際其の通過時刻及方向を電報で通知方を其の電報を配達すべき電信局に請求するもので燈臺では電信局から右請求のありたる通知を受けたる場合通過船の揚ぐる信號符字旗に依り其の船名を知り通知ありたる電信局に電報する。

ロ 船舶信號報

船主又は其代理人と船長との間に授受する通信電報を萬國船舶信號で燈臺を介して相互に傳達するものである

各燈臺では難破船、地震、雷雨、渡り鳥、松毛虫、海水溫度測定等を觀測調査し受託官衛、團體等に報告して居る。

五、從 業 員

燈臺に於ける看守の定員は左の通である。

- 一、二、等燈臺 各三人
- 三等乃至無等燈臺
- 燈竿、導燈、燈標 各二人
- 燈船、霧信號所
- 潮流信號所
- 通航信號所 五人

航路標識事業を遂行する人は燈臺看守であつて官名は遞信省では燈臺局看守（朝鮮では航路標識看守。臺灣では燈臺看守と謂ふ）と稱し純然たる判任文官である。

是に従事するには頭腦に於て又体力に於て卓越した者でなくてはならぬ。技術的方面に於て次の如く要求する

- 1 種々雑多な燈器や發動器、發電器の取扱
 - 2 無線電信器の操縦
 - 3 船舶との間の信號交換
 - 4 氣象海洋の觀測等
 - 5 其の他木工、塗工、機械工、石工の様な仕事船を漕ぐ道一般法令に通じて居なくてはならぬ
- 實に類多くの仕事を僅に數人で晝夜交替ではに於て。此の仕事は他の仕事の様に分業で出來ず一人で多方面の技術に通じて置く必要がある。
- 看守養成

年齢 滿二十才以上 二十五才迄

學課 中等學校卒業程度・國語、數學、物理、英語

体格 最優良なる者（嚴重なる体格検査）

以上の試験合格者は燈臺看守業務傳習生として燈臺局構内に在る寄宿舎に入り約六ヶ月間必要な學術を仕込まれる。傳習中は一ヶ月二十圓の手當がある。

寄宿舎は成業後に於ける勤務方の訓練である故市内在住者も雖通學は許されない

卒業後は直ちに燈臺局看守に任ぜられ夫々地方の燈臺へ赴任する。そして一二年乃至四五年位で他の燈臺へ轉勤を命ぜられる事となる。

六、結 言

以上述べたる燈臺看守を世間では燈臺守と稱して守なる字が子守や堂守に使はれる爲か年老いて居る者とか此の目まぐるしい社會の生存競争に堪へ得ない様な落伍者となる様に早合点する者が現在尙有るが、事實は前述の様に全く然らでない。吾々は此の尊いかくれたる奉仕者たる彼等看守の人達に感謝の念を懐くべきである。

安岡青物市場

村 崎 省 三

緒 言

我等の日常生活には色々な物質が必要である。就中蔬菜は其代表的のものである。安岡町は地味氣候共に蔬菜栽培に適し年中積雪霜害を受くる事少なく關西有数の好適地である、従つて蔬菜は安岡町の主要生産品となつた、近年著しく進歩發展し加ふるに生産者の勤勉と研究に依り生産せる多量の蔬菜は近傍の都市に供給するのみならず更に其範圍を鮮満に及ぼすの盛況になり、今や西日本に於ける樞要なる生産地となり、その結果はこゝに其生産、販賣、經濟を圓滑統一ならしむべく必要を生じ、その目的を以て開設したのが安岡青物市場である。

以下この青物市場に就て研究して見よう。

大正十二年四月蔬菜、果實、花卉、鶏卵及び其の加工品の生産改良増殖並に需給の圓滑を圖る目的を以て横野購買販賣利用組合の手で設備費七百圓を以てトタン式平家四〇坪を横野部落中央に創設したるに初まり、當時組合員八四農家七三を數へ仲買人地方商人三〇名、主として唐戸市場、八幡、若松に仕向け冬期は滿鮮方面にも大量出荷した。當初經營者の心配せるは仲買人共同し物品を安價に買ふ事であつたが經營してみれば左様な事も無く生産者の方も生産品は全部市場へ出荷し抜ヶ賣もせず順調に進行して來た。其後益々利用も多くなり市場は不便な上に狹隘なつたので昭和六年春移轉改築とを計畫し同年八月市場敷地七〇〇坪建物一〇五坪附屬建物七〇坪の新築落成し同年九月移轉完了し、同時に安岡町が聯合經營する事になり名稱も『安岡青物市場』と改稱した。横野福江は勿論他の部落も出荷するに至つたので現在ではこれさへ狭くなり又々増築の必要にせまられてゐる。改築以前は出荷者は仲買人の所まで品物を運んでゐるたが移轉後は倉庫も出來た事だし之の方法を廢止した。前年度の取引總額は十三萬九千圓にして本年度は十五萬圓以上にする見込である。

位置及名稱

當市場は之を『安岡町青物市場』と稱し俗に『購買』とも稱されてゐる。位置は豊浦郡安岡町大字横野字道の下で市場の前には北浦街道が通じ町内にはカネ中、マル大、ヤマアの三自動車運送店もあり交通には不足のない極めて便利な場所である。

青物仲買人

原 本	稻 田	村 崎	藤 本	小 坂	藤 井
堀 尾	長 尾	西 原	寺 森	木 村	横 川
伊 田	西 川	大 原	村 上	清 水	川 崎
城 戸	中 村	中 村	前 田		

青物仲買人は主として横野福江に多く上げ、浦、遠くは綾羅木之に次ぐ。左に人名を記してみよう。

一月一日、同二日、同十六日、舊曆一月一日、八月十四日、同十五日、十月十九日、同二十日、毎月第三日曜は休業しそれ以外は毎日之を開く生産品の仕向地は下關唐戸市場(五〇%)九州方面(二五%)朝鮮滿洲方面(二五%)等である最近賣上高は十四萬圓に達し賣上手數料は百分ノ五出荷者より納付する。運輸方法としては、自動車便約九〇%で首位を占め次いで海送便一〇%にして鐵道便の利用はない。

市場の構造

市場は縦二三間、横四、五間にして約一〇五坪で、その外に倉庫一棟(十二室)在る。倉庫の借受人は、目下次の通りである。

一 號	原 本	五 號	清 水	九 號	木 村
二 號	藤 本	六 號	小 坂	十 號	伊 田
三 號	堀 尾	七 號	長 尾	十一號	西 川
四 號	稻 田	八 號	寺 森	十二號	村 崎

而して一室の借受料は一ヶ月電燈料共一圓四十錢である。倉庫借受人の注意事項は第一條より第六條まであつて建物の損傷、倉庫内外の整頓清潔、電燈の節約、消燈等にはじまり權利義務まで規定してある。

市場閉鎖時刻は午前三時より七時迄(四時間)ミ午後五時より八時迄(三時間)である。然し市場の都合に依り前項の開場時間は之れを伸縮し又は臨時休場することもある、但し休場の場合は三日前に之を市場へ揭示することになつてゐる。

賣上高 一ヶ年 約十五萬圓餘

賣買方法、セリ賣で業務規定に依り説明せば左の如し

- 一、出荷者は市場係員の指圖に従ひ出荷を一定場所へ陳列しなければならぬ。但し一部見本を陳列し出荷見込数を標示し全出荷物に代ふることが出来る
- 二、本市場の賣買は凡てセリ賣方法により最高價額を以て糶落を決定する、セリ賣の稱呼は圓錢を用ひ最高申込價額を呼びたる時決定する。前項の決定價額に關し出荷人又は買取人は異議を唱へ又は賣買の取消を申立つことは出来ぬ。但し出荷人に於て豫め最低價額を申出たる場合に於て其の價額に達せざる時は此の限りでない。
- 三、價額の關係上必要と認むる場合にセリ賣を中止し出荷人の承諾を得て市場に於て物品を預り其の他臨時の處置を採ることはある。
- 四、セリ賣の順序は毎日抽籤を以て定む
- 五、物品の受渡は市場内に於て市場閉鎖後二時間以内に出荷者と買受人と直接行ふものである。但し時期により時間を變更することもある、受渡に際しての數量の過不足は係員に届出更正をなさなければならぬ。
- 六、買取人は即日其の代金を出荷品受渡前に市場事務所に拂込む事になつてゐる。但し開設者に於て特に承認したる者は翌日開場前迄に延期する事も出来る。

七、出荷者へ對する代金計算は毎月十日二十日月末の三回に締切り其の支拂を三日目に行ふ

- 八、市場は出荷物品又は買取品を保管せず
- 九、販賣手数料は百分の五で出荷人の賣上代金より控除して徴收する
- 十、本市場の買取人は仲買又は小賣を業とするものに限られてゐる。買取人たらんと望むものは豫め開設者の許可が必要である、開設者に於て必要と認むる場合は買取人をして保證金を供託せしむる事もある。この場合の保證金は開設者が之を定む。
- 十一、(六)の拂込を遅滞したるときは仲買人の資格を停止しこの場合保證金を供託してゐれば差引充當をする
- 十二、買受繼續一ヶ月以上に及ぶ仲買人に對しては年末に其の買受高總額の百分の二を歩戻す
- 十三、買受人で買受たる出荷物と同一物の追加を要する時は其の出荷者へ注文をなし翌日市場開設前に同等價額を以て受渡をなすことが出来る。此の場合には直ちに事務所へ届出ることになつてゐる。
- 十四、左の各號の一に該當する物品は市場内に搬入することは出来ぬ。

- 一、腐敗せるもの
- 二、惡臭を放つもの
- 三、他の物品に損害を與ふる虞あるもの
- 四、其の他衛生上有害と認むべきもの

糶賣の稱呼は一から九まであつて應用は自由である。

即ちコイ(一)、マタ(二)、キリ(三)、ダリ(四)、バラ又はゲンコウ(五)、チョウガン(六)、チョウヒチ(七)、アタリ(八)、キリ(九)、の九で九五とか八五とか云ふ場合はキリバラミかアタリバラミは云はずゲを下に附けキワケの如く

稱呼す。

クズ物等は五錢十錢と稱ふ事が多いが其の他は前の様な稱へ方をする。斯くの如き稱呼により糶人一人が記帳をなすつゝ進行するもので双方とも熟練して居るからこそ出来るのである。記帳には全部仲買人の名は記號、品名、單價、數量が記入され原本に後轉記し代金取立、支拂等を行ふ。

取引品目

専ら蔬菜類にして出荷者は横野、福江、上ゲ、蒲野、吉見方面の農家で直接送り來り、その數は年々増加し最近では三百を數ふ。

其の品名及び昭和八年度販賣品内譯を示せば次の通りである。

三ッ	瓜	六〇四、七七〇把	一八、六三三圓六一
胡瓜	瓜	八五五、八三七本	一七、八七六、九二
胡瓜	ツズ	二、八七八口	一、二五二、四四
葱		四二二、三一一把	一二、九五二、一六
芹		三七二、四四七把	八、三五九、五四
花椰菜		一〇八、〇七七個	六、二四三、五〇
法蓮草		二五九、九六一把	四、〇六八、八四
夏人蔘		九八、一七四把	三、六七五、八二
大根		一〇二、〇六三把	二、九九三、〇三
		一、二八四貫	
茄子		四一六、三〇一個	二、八六八、一九

薑	菜	二六、一一二把	二、八五一圓八六
白	菜	三一、四五七把	二、五四三、九二
分	葱	一九、三三七把	二、五四三、七七
新	菊	一二、〇九四把	二、二二一、二二
サ	芽	一六四、七四二把	一、〇七三、一六
木	芽	一四〇、八五九個	一、〇一〇、〇二
		五六、〇〇九包	
		一四二山	八四四、八七
セ	ロ	一、八三三把	五六五、一三
花	類	二二、〇一四把	四二六、四〇
カ	類	一八、一三四把	三九九、〇一
赤	類	五七五口	三一三、五六
木	類	七、三八八把	二五七、九〇
冬	類	七、一一九把	二一六、七三
冬	類	五、八四四把	一八六、三六
ト	類	二七七口	一七九、二九
豆	類	一九七個	一四四、七一
雜	類	一四、七〇四把	一三八、五一
			三六四、一六

結 言

元來我等生活上の利害關係は市場のセリ値でなく最後の小賣値段である。如何に市場のセリ値が安くとも小賣値段が高ければ結局消費者は物價安の恩恵に均霑する事が出来ない譯である。消費者に安く供給する方法として販賣組織の改善は決して閉却すべからざる問題だと思ふ、其の爲には當市場の如きも市場對仲買人の障壁を除き取引高の多少を以て仲買商人を差別する事なく廣く販賣する方法所謂誰でも買ひよき市場の實現を期待すべきである。

又所謂農業問題は生産品の市價である、如何に豊年でも市價が暴落すれば結局不利益を蒙ることになる。是等生産物の統制を市場擔任者は考慮對策する必要がある。斯く考へる時に市場擔任者の任務も又重大なる哉と言ふべきである。

宇賀村に於けるバイスケに就て

辻 原 清

一、緒 言

バイスケは荷物運搬に用ひらる、竹籃のことで、思ふにバスケットから轉じて斯く呼ぶのではなからうか。

バイスケの製作の最も盛なる地方は大分縣である。

宇賀村に於けるバイスケの製作は今尙極めて少額であるけれども竹林が村の山林の約半ばに達し年々繁殖するので其の販路の開拓、農家の副業として近時有望視されて來たのである。又バイスケ其の他の竹籠製作が行なはれない以前は宇賀村なり或は瀧部、阿川、田耕、粟野の各村の竹は主として村の仲介商人の手を通じて輪竹としてセメント會社に賣られセメント樽の輪に使用せられて居つた。而して以上の村の中でも竹の産額は宇賀村が最大で、田耕村が之に次ぐ。然るに近時不況により輪竹の需要が止みへ之には輪竹の代用品として鐵線が使用せられるのも重なる原因)竹の價格は他の物價と同様に下落し農家の頭痛の種の一つとなつた。茲に於て農村自身に於て所謂バイスケ製作は盛に行はるゝに至つたのである。宇賀村に於けるバイスケ製作高は北浦地方でも其の首位を占め粟野村が之に次ぐ。抑々宇賀村に於ける全戸數は八百、浦が約半分で農家は約四百である。バイスケ製作の盛なる部落は畑で大河内部落が之に次ぐが然し前者に比し極めて少額である。今私が述べんとするは主として畑部落に就てである。

二、沿 革

畑部落は戸數八十戸。宇賀村に於ける全農家の四割五分。周圍は皆山で竹林が非常に多い。山陰本線二見驛より約一里。山道ではあるが二間幅道路が敷設されてゐる。今より約四十年前九州の人、松崎なる者が畑部落に竹を買ひに來てバイスケ製作の方法を教へたとの事である。それより追々製作が盛になり一時好況時代の畑部落のバイスケ賣上高のみでも優に一萬圓を超へたのである。然しこれ等はすべて二見や其の他の地方の仲介商人の手を通じてであつた。然るに其の仲介人が農家に對しては余り有難くなかつた。蓋し農家にとつて代金の一部分は貰へない。農家の人達は仲介商人が余り暴利をむさぼる如くにも見えた。其處で畑部落の有力者が率先して組合を組織した。此れが今から約二十年前である、其の組合は約二三十人の組合員からなり、組合員一同は直接關門地方の需要者を搜して其の販路を開拓した

のである。組合員たらんことを望む人達はバイスケ代金から一定の積金を必要とし、其の積金の合計を以て組合員がバイスケを製作次第金融の便がない組合員には金の融通をして居た。又組合員たらん者は身許保証金とでも言ふべきものを組合加入以前に組合長の許に差出す必要があつた。其の制度を設けた理由は業に精を出さないで金の融通を願ふ人を防ぐ爲であつたが之が仲介商人達の組合發達を阻止する一つの大きな理由として數へられた。而して農民達の中にも仲介人の口車に乗り畑部落の組合の發達を心よく思はない連中も居り畑部落組合の維持發達には少なからず縁の下の力持ちとなつた人があるとの事である。組合員になれない、個人主義の人達でも言ふべき農民の製作にかゝるバイスケは主として小賣用として農民自身販路を捜すか仲介商人の手により捌かれた。其の後組合も順調に進歩して來た。

大分縣のバイスケは全國でも有名で大量的に製作せられつゝありそれにもかゝらず畑部落其の他の北浦地方のバイスケが市場に愛用せられて來た重なる理由は大分縣産に比し耐久力に富むとの事である。北浦地方のバイスケがもし組合により完全に統制されて居つたならば關門地方に於て北浦産のバイスケは確實なる、地歩を占めて居つただらうと言ふ事が想像される。如何せん其の間複雑なる理由があつて統制されなかつた事は實に遺憾であると思ふ。概して順調に發達して來た畑部落の組合は例の不況の波に乗り解散の止むなきに至つたのは實に四、五年以前の事であつた。不況の爲バイスケの價格は暴落するし賣先への賣掛代金は貸倒となり、眞に組合を思ふ許りの組合員のみではなく不平不満の聲等が遂に解散を余儀なくせしめた。實に遺憾の極みである。然し組合が解散した後でも小數の人の盡力により仲介商人の手には販賣がうつらず直接需要者との間に賣買が現在に到るまで行はれてゐる。然し畑部落の製作高の小數部分が仲介商人の手を通じて下關地方に送られてゐる。

三、材料及製作工程

(イ) 材料 竹の産地としては大分縣、熊本縣が全國的ではあるが質が幾分劣るきらいがある。質の最上として古來愛

用されて來たのは京都産だそうだが、然し量が少い。北浦地方の竹、特に宇賀村産(普通まだけと呼ばれる)は質が京都産に比してこそ劣るが、大分産に比しては遙にすぐれてゐる。バイスケの材料としての竹は皆農家自身の山の竹である竹の太さによる竹の種類次の如し。(所によりて異なるも次は北浦に通用するものなり)
價格は昭和九年八月の調査にかゝる。

がら竹	(二寸以下)	一束 (八〇本)	三十五錢	たつ
	(カネ尺五拾六入)			そこまき
三寸竹	(カネ尺五拾六入)	一束 (四〇本)	五十錢	つくり
四寸竹	()	(二〇本)	四十錢	ふちまき
五寸竹	()	(一〇本)	四十錢	
六寸竹	()	(六本)	四十五錢	
七寸竹	()	(四本)	五十五錢	
八寸竹	()	(三本)	七十錢	
九寸竹	()	(二本)	五十五錢	
尺	()	尺一本八寸一本	五十五錢	

(註) 三寸一束でつくり迄一本即ち十荷、即二十個製作し得。以上は二見の間屋においての買値段で畑に於ては以上の値段より駄賃だけ安し駄賃一束に付五錢——十五錢

(ロ) 製作工程

バイスケの構成要素

- 1、た つ(二種)
- 2、底巻き
- 3、つくり
- 4、ふちまき(相當なる男子之にあたる)

婦女子にも之にあたる事を得。
特に容易小學校の尋常科三年生位からなら従事し得。

バイスケ製作には竹の皮部のみ必要。竹割りには相當熟練の男子が之にあたる。

バイスケを製作するには五寸以下(竹其の物としては賣行殆んどなく價格低し)を山から男子が切り出し、隙ある毎に割つて置く。而して婦女子がたつを組合はす。これは簡單なる器具(一種)によりソコマキまで仕上ぐるので作業簡單に婦女子にも極めて容易である。次いでツクリを仕上ぐ。これは極めて小さき子供でも容易に出来る。然しふちまきは相當熟練の男子に限る。

バイスケ製作は農家の誰もが従事する事が出来る。即ち分業が應用されるので能率があがる。これバイスケ製作の特徴の一つである。

バイスケ製作に要する道具

簡單なる器具(そこまき迄之による)(大工による)(木ノミ)	價格	一圓位
鉋丁(割鉋丁。ケヅリ鉋丁六十錢位)	//	一圓二十錢位
鋸	//	二圓位
其の他雜費	//	一圓位
計		五圓位

四、種類及び建値

種類	四十斤入	一本ニツキ九十錢(二見ノ船積迄)	駄賃(畑より二見まで)	一本ニツキ四錢
	五十斤入			
	八十斤入			
	百斤入			
建値	本を建山の單位とする。一本は十荷。一荷は二個。即ち一本は二十個なり。一噸積の船には十二本積む事が出来得るそうである。			

五、販路と其の將來

畑部落に於ける製作家は次の如きであるが何れも農事の際に製作する。

河村氏 (普通の農家。五人家内、一人は二才許りの子供、戸主夫婦、戸主の兩親(七十才位)現在河村一軒の年産總額約二百本、賣上高百八十圓)

井村氏 西島氏 井村氏 宮本氏 高林氏

畑部落の仲介商人の手を経ずして直接需要者との取引額、年總額二千本。賣上額千八百圓。

畑部落の大部分は若松の植村組に買取られ、百本になり次第代金は爲替で山村僻地の畑部落にゐながらにして手にせらるゝので生産、消費者の兩者相俟つて利便をかうむる所以である。生産者は二見迄の駄賃を持ち若松の買手が二見港から若松までの運賃を負担する。而して其の運送にあたるのは二見の岡部氏である。其他畑部落の小數、大河内の全部は幾多の仲介商人の手により鐵道關係者、關門一流の會社、滿洲地方にまで賣行くとのである。畑部落のそれに比

「数は多額に上らない。
 バイスケ製作の將來を考へるとき私は前途益々多難なりと心ひそかに憂慮する者の一人である。蓋し大分産の壓迫は之を等閑視する事が出来ない。如何せん北浦地方の産は品質、大分産のそれに比し上位にある。雖も同業者の協調がない。加ふるに近時文明の進歩はバイスケに代る大規模の機械發明され今や過去に於て有望視されたるバイスケ製作にも大きな暗影が投げかけられた。即ち機械の發明により需要の幾分か減ぜられた。然しながら失望の時ではない。同業者の決意次第バイスケの餘命はまだ相當長い。殊にバイスケの餘命刻々短ぜらるゝ時農家の福音とも言ふべきはテミ一の製作だ。之には相當大きい竹も使用せられ材料はバイスケに比し少量ですみ、價格は割合に高く一個の價格はバイスケのそれに比し三錢餘りも高價である。而し私はテミ一の製作が盛んならんとする時にバイスケ製作の不協調が餘りにもよき手本ではなからうかと思ふ。終りに臨んで北浦地方の竹を材料とする製作品の市場に於ける優位な地位を得る事を望んで止まない。

嘉年の山葵に就て

倉田正典

緒言

嘉年村は山口縣の北阿武郡の東部島根縣界に位し、周圍は重疊たる山岳に圍まれ、其の間を阿武川の本流が流れてゐる。戸數四百餘戸、人口一千の一寒村にして、農業を本業とし副業として養蠶及び木炭の製造をなして居る。私の調査せんとする山葵は同村市場部落を主とするものである。此處は關西一のスキー場をもつて有名な十種ヶ峯の山麓にして山紫水明の仙境である。

沿革

而して嘉年山葵はこの阿武郡東部、島根縣界をなす十種ヶ峯（海拔九九八メートル）の山麓の溪流に栽植せられ、數十年來殆んど野生的であつたが、茲十年以來稍々之が栽培に目醒め漸次改善を加へて現在に及んだものである。従つて今日に於ては其の栽培地面積も産額も極めて小で、殆んど論するに足らない——が、私は近き將來に必ずや飛躍を試みるものと思ふ。

性状

山葵は十字花科に屬する宿根陰性の植物で、其の性清水の湧出する溪谷の蔭地を好み、根出葉にして葉肉厚く、綠色を呈し、形狀は葵に似た心臟形で尖り、幅二三寸、葉柄は細くして長く普通六七寸なるもの中には一尺以上に達するものがある。葉は一般に山葵漬として賞用せられて居る。尤も一般に珍重せらるゝ處は根部即ち地下莖で、圓筒形をなし其の長さは六七寸一木四五寸に達するものがある。肉は青味を帯び質緊り一種の芳香と烈しき辛味を有する。周年間斷なく發育するものでなく普通春（春芽）夏（土用芽）秋（秋芽）の三期で、三月頃から發育した春芽は六月下旬頃に至れば一時發育を中止し夏芽は七月中旬頃から發生し續いて秋芽を伸張するものである。

春芽は發育最も盛んでその長さは二尺餘に達し夏芽、秋芽は一尺五寸位に達する。一株の側芽は多きは二十本内外に達し、其の最も大なるものは販賣用に供し得るものもあるも、普通收穫後の苗に使用し之を大苗と云つてゐる。その小な

るものは小苗と稱し苗の不足するときは使用することあるも、發育不良なるため山葵漬用に適する。

春季四月に至れば蔓生の花梗を抽出し漸次伸張して其の長さ二尺餘に達し、先端分岐して其の梢頭には四月下旬乃至五月上旬白色の小花を開き、落花後豆の如き一寸許りの莢を生じ、成熟したるものは茶褐色を帯び其の中に小粒楕圓形の種子を藏してゐる。種子は日蔭によく發芽すれども乾燥地に於ては發芽極めて不良である。

用 途

山葵の葉は湯を通して浸し物として或は三配酢なし又は蒸溜して山葵油を製す。莖葉又は小形の側芽は粕漬即ち山葵漬なし需用極めて多く、根芽は卸して山葵羊羹又は菓子になすも、最も一般に廣く利用するは刺身の交品其の他香辛料としてである。之を食すれば消化を助け食慾を増進するといふ

栽 培 法

1、氣候及水質

山葵は山間溪谷の清水中であつて冷涼陰濕なる處を好むものである。然れども日光を絶対に受くることなき陰地は完全なる發育を遂げ得ないので多少日光の直射を必要とする。要するに春夏の候には日陰多く日光の透射少く、秋冬の候は陽光の直射多きを可とするものゝ様である。

山葵栽培の第一條件として第一に着目すべきことは灌漑水であつて、其の水寒冷ならざれば葉のみ繁茂し其の結果根莖の發育悪しく香氣及辛味に乏しく病害に冒され易く收量も亦少ない。土中の水温は攝氏十五度乃至十八度の土地に於て發育が最も良好であると云はれ、高温なるときは腐敗し、之に反し極めて低溫なるに於ては發育が不良である。且又水質は微アルカリ性にして清潔なるを好み、水源の遠き場所及水量少きは不適である。

嘉年村に産する山葵は氣候水質共に好適し數十年前より栽培せられつゝ、あるけれども、栽培に對する研究不充分の爲

め好成绩を擧げ得なかつた。然し近時大にその栽培法の研究と植栽區域の擴張を計り、漸次相當の收穫を擧げ農家經濟の安定補足に努力しつつある。

2、栽 植

植付に際しては農閑期を利用して豫め適地を開墾し、苗は植付後十七、八ヶ月經過したるものを收穫後母株より掻き取り苗用に供し、八九月の候に植付をなすのである。その方法は横の畦幅に準じ唐鍬を以て淺く溝を堀り、其の中に一定の間隔をおき一本又は二本植付け、其の上に植石を根部と莖部の境目に置くのである。

3、灌 漑

植付を終れば灌漑を爲すのであつて、施肥の必要はない。肥料を施用するときは發育迅速長大なる根莖を得べきも、辛味乏しく山葵としての眞價を失ふものである。嘉年村の栽培地に於ても水源に近き程辛味の多いのを以て見ても肥料の少き程良品を生産し得るものであることが肯定できる。山葵の發育に要する養分は湧出する水中に溶在する天然養料にして辛辣なる辛味は水中に含まるゝ硫酸を吸収して硫化アルニールを形成するが爲であると稱せられてゐる。

灌漑水の深淺は收量品質に影響すること大であつて、淺きに失する時は水温を上昇せしめて惡結果を及ぼし、之に反して深きに失せんか莖を水中に没せしめ砂を流し爲に品質を害し病害を發生する虞がある。植付當時にありては水量を減じ只根部にのみ水を浸す程度とし、活着後生育するに連れ漸次増加することが最も良好である。

4、收 穫 期

植付後收穫期に達する迄の期間は場所の適否苗の良否等に依り多少の相違はあれども、良苗を植付け適當の場所であれば普通十八ヶ月内外にして收穫することが出来る。一反歩に對する收量は最も成績良好なるもので五百貫にも達すると云ふが、嘉年村に於ては今の所至極僅少で二百貫内外である。將來栽培法改善の餘地多大である。

5、病 害

近時腐敗病の發生が増加し其の被害は極めて甚大である。本病は根莖の頭部及其の中間に黒褐色の小なる凹みを生じ夫れより漸次腐敗し、遂には粘液を漏出し悪臭を放つに至り、全く腐敗し收穫皆無に至るのである（腐敗病の輕微なるものは俗に墨入云ふ）

6、豫 防

豫防の方法としては病害に抵抗力強き良品種を選び健全なる苗を栽植し其の他水温を上昇せしめざる様注意し水面に日光の直射を避け日陰冷涼ならしむる事肝要である。又苗は豫め灰汁の十倍液に浸して栽植し且つ被害地には反當り百貫位の石灰を撒布するも効果があると云はれてゐる。併し現ト該病は一般的に益々蔓延の傾向があるを認められ將來之が防除については一層の努力を要するであろう。

現 況

前にも述べた通り生産する地方は嘉年村に於ても十種ヶ峯山麓に局限されて居る關係上作付面積も極めて小範圍で、現在僅かに一町一反歩に過ぎず、したがつて産額も僅少であり特筆すべき程ではない。しかし村では今後五ヶ年を期し之を三町歩に擴張し年收五千圓以上をなす計畫の下に獎勵を行つてゐる。

販 路

主として下關市青果市場及び阪神地方である。しかし充分需要を満たすには足りない。

荷 造

正味二貫を蜜柑箱に入れ釘打みなし上部に出荷組合のレッテルを貼り繩をかけて出荷する。此の出荷組合は生産部落にある小規模の私設で、村農會と連絡を取つて出荷しつゝある。

次に掲げたるは出荷組合聯合會のレッテルである。



価格は十貫建にて普通品七、八十圓特等品百二、三十圓内外である。

結言

更生の意氣燃ゆるが如き村民有志の努力により斯業の農村經濟を補足し且各地市場の需要に應じ得べき日の速かならん事を祈りつゝ筆を止むる次第である。

吉南地方の葉煙草の栽培に就て

小 阪 弘

緒言

總ての農村に於て然りであつた様に歐洲大戰後の世界的經濟不況の大洪水は各縣各地方を荒した。この不況は農民の生命たる米の値段を暴落せしめた。奈落の底にあえぐ農民、浮ぶ瀬なき彼等は遂に他の方面に活路を求めた。副業即ち之である。

今筆者はその副業として主要なるものとなりつゝある葉煙草栽培に就てその調査を試みよう。筆者は去る七月下旬吉

敷郡の最南に位置する西岐波村に友人を訪問した。題目には吉南地方（吉敷郡南部）とあるも主として同村のものを記さうと思ふ。

沿革

當地方の葉煙草栽培は昭和元年に許可された。廣島專賣局秋穂出張所の管内に屬し當時はその産額微々たるものなりしも其後の農民の研究により漸次盛んとなり現今に於てはその産額巨大なるものがあり、本年の如きは實に四十一萬圓を突破せんとする状態にあり農民にとつて福の神と云ふも過言ではあるまい。而して農民は凡そ利益少き米を捨てこの業に従事するに至つたのである。

栽培法

當地方に栽培するはその種類米國種にして南向の日當り良き傾斜ある畑地を適當とする。斯の種の煙草は連作を嫌ふ原則としては一年植む畑地は向ふ三年間栽培が困難である。換言せば一段の煙草を栽培するに四段歩の畑地を持つてゐる事が必要である。斯様なことは貧迫せる農民には困難である。故に普通の場合連作を常とする。以下栽培法に就て述べん。説明を簡單にする爲に左圖の様に分別する。



(一) 苗床時代

イ、苗床の準備 苗床の構造は周圍に約一尺の高さの垣をめぐるし中に醗酵劑として切藎堆肥等を積込み、その上に

約一寸砂を置き次に粉末の堆肥を土にまぜて敷く。

位置は北風のあたらず日の長くあたる所を良とす。夜は之にテントを蔽ふを常とす。

ロ、種蒔 一月下旬より二月上旬に行ふ。轉播機と言ふ圓筒に肥料の粉末を種子を混じてつめ床の上を轉すのである。轉播終ればその上に藁灰及堆肥を追肥として撒く。之で種蒔を終りて其の後は毎日々々水をやる。

ハ、間引 二月下旬になれば二葉の芽を出す。更に追肥と水撒きを続ける。四葉位出た頃より間引を行ふ。これより五月上旬本圃に移植する迄に一株に六七本あるものを一本にまで間引する。

ニ、中打 五月上旬までに二三回株と株の中を掘りかへしてやる。

ホ、移植 移植によりて苗床時代より本圃時代に變る。五月上旬に移植をなす。

(一) 本圃時代

イ、追肥 移植して後適當に追肥をやり根元に土を加へてやる。

ロ、摘芯 六月下旬になると葉は延びて約一尺となり幹の先に花の蕾を生ずる。之を取る爲下より十二、三葉残して上を摘取る。蓋し實を結べば葉の肉を薄くし且つ光澤を少なからしむるからである。

この後は葉は日を追ふて厚く肉附き力のある葉となる。而して適熟と見れば次に述ぶる乾燥に移るのである。

乾燥

適熟を知るには次の方法がある。

- (一) 葉色若々しくなり斑點を生ず
- (二) 葉を刈取る時に於て輕快な音を發す
- (三) 葉肉は感觸によりても弾力のあるを感じる様になる。

以上の方法により適熟と見れば刈取りをなす。刈取りは下より三枚宛取りて各々土葉・中葉・本葉・天葉に分つ。蓋し乾燥の温度に區別ある故である。刈取りは朝露のある間になすを良とす。何となればニコチン含有量は朝に最も多く、日照り強くなれば漸次之を發散するからである。刈取りたる葉は連繩と言ふロープにはせられる。葉が互に引着き合はない様に各背合せ腹合せに繋ぐ。かくして出來た連繩を車にて乾燥室前に持つて來る。そしていよゝ乾燥に移る。

その前に乾燥室の構造に就て述べよう。米國種葉煙草乾燥室は、凡そ十二疊敷位の面積を有し、天井迄の高さ一丈五尺である。周圍は一尺位の厚さの土壁である。天井の中心に長く天窗を作り開閉自由とし、地に近く地窓を作る。地面には温度を高める爲に鐵管を敷き室外にて石炭を焚く様にする。尙温度を見る爲に中央に一本の針金を通しそれに寒暖計をさけて置く。更に針金の一端に温度見口を作り、温度を知らんとする時は寒温計につけてある紐を引けば寒温計は針金を傳つて温度見口の所まで來る。乾燥室の説明はこれで置き、さて前述の如く畑より持來たつた連繩に繋ぎたる葉煙草を室に吊込むのである。壁の内側には相對する二面にたる木があり、連繩をたる木に吊るのである。通常一間のたる木に八連乃至十二連を吊る。一連とは連繩一本の事である。以上の作業を吊込作業と稱す。吊込終れば點火して室を温める。この際天、地窓は密閉する。點火より乾燥の終るまでの間の温度及び時間に就て之を表となし各々に就きて述べん。(但し葉の質により温度は異なるがこゝには前に述べた本葉の温度表を示す)

『葉 氏』

98	115	98	100	105	110	115	120	125	160
5 時間	6 時間	2.5 時間		2	0 時間				1 8 時間
蒸酵期	伸張期	黄 熟 期		色 澤 固 定 期					中 常 乾 燥 期

81 (一) 蒸酵期。室内の常温は概ね九十度内外である。故に九十八度は直ぐである。この期に入ると室内は濕氣で充

ちる。そして葉はしをれるが色に變化はない。

(二) 伸張期。前期に續き百十五度迄なめらかに昇温させる。そして百十五度に至れば温度湿度を一時にはき出す。即ち火を焚く事を止め天、地窓を皆開くのである。此の期で葉はぐつたりと伸び手ざわりもしなやかとなる。この状態二、三時間つゞける。

(三) 黄變期。前の状態を九十八度に戻しこのまゝで約二十時間持續すれば葉は黄色となる。

(四) 色澤固定期。前期で黄變したる葉は放置すれば色澤を失ふ。故に漸次温度を上げれば色澤は固定する。

(五) 中骨乾燥期。これ迄の手續きをとるも中骨(葉の中のすじ)は水分をふくむ。故に百六十度以上上げて之を乾燥する。之を終れば窓を開放し温度を下げる。之で乾燥を終る。

醗酵より收納まで

乾燥の終りたる葉を持ち歸り貯藏室へ積込み之を醗酵せしむ。數日にて醗酵を終り收納となる。收納は專賣局の定むる日時に従ひ、取扱所又は出張所にて検査をなし之に等級を着ける。そして愈々專賣局へ賣却されるのである。

等級に依る買上高を示せば次の如し。(一貫目)

- 一等品 七、〇〇圓
- 二等品 五、三〇
- 三等品 三、九〇
- 四等品 二、七〇
- 五等品 一、八〇

- 六等品 一、〇〇
- 七等品 五〇

次に山口縣内の葉煙草の作付段別並に收穫高を擧ぐれば次の通りである。

年次	作付段別	收穫高	價額
昭和一年	九八九反	三八、七六四貫	一〇九九一〇圓
〃 二年	一、七五五	七〇、八七六	二一〇二九六
〃 三年	二、三六九	一一七、〇九二	三一一三二二
〃 四年	二、八四九	一一五、八六六	三一五五七一
〃 五年	二、九二〇	八九、九六八	一七二四五四
〃 六年	三、〇五一	一三四、八六一	二九七一二七
〃 七年	三、三一六	九二、二八四	二五三五一四

昭和七年の郡市別の統計を示せば次の通りである。

郡市名	作付段別	收穫高	價額
宇部市	一三二	五〇一	一二七三九
大島郡	八〇	二七〇	五六一〇
玖珂郡	五九	一五四	二〇八七
熊毛郡	一七〇	五七七	一〇四〇九
都郡	一、〇六六	二七、四七〇	五二一五一
吉敷郡	一、六八六	六二、八六九	一六一七八六

結 言

古の人謂はずや、『禍福は糾ふ繩の如し。』人間萬事寒翁が馬とか。世界不況の裏面には福の神が待つてゐて呉れたかくて先年の副業は本年の本業ともなり、熱心なる研究はその技術を向上せしめこ、数年の内には當地方は葉煙草の主産地となるに至るであらう。

筆者はこの農村の豪華版を目撃してその前途を祝福し、最後にこの調査に盡力してくれた中村勝一君に深謝の意を表しつゝ調査を終らう。

門司市に於けるトラック業に就いて

吉 屋 昇

緒 言

門司、小倉、戸畑、若松、八幡——所謂北九州工業地帯を控へ此等各工業地への原料の配給の要地として、否九州全島の門戸としての門司市に於てトラック業は缺ぐべからざる運輸業の一つであらう。換言すれば北九州にトラックなし

とするならば、現今黒煙天を覆ふが如き工業地帯の隆昌も或ひは望まれないと云ふも、さ程、過言ではない。時代は流れる。今や總べては、スピード要求の時である。街路を『ガラ〜』と進む荷馬車は、己に時代遅れであり、速力、容積等に於て、トラックの競争の相手ではない。又容積に於ては勝るに云へども、貨物荷造及び一切の手数の簡便、運送の迅速且集荷配達をなす點に到りては貨車に云へども又遠く及ばないのである。今やトラックこそ、時代要求に合致したるものと云ふべく、私は此れより、門司市に於けるトラック業に就きて調査の筆を運ぼう。

組 合 員

今北九州五市トラック業者は聯盟し、『福岡縣公認自動車組合北九州聯盟』なるものを設立し、各市は各々公認自動車組合をつくり、門司市にては小森江の中村徳次氏を組合長として、公認門司自動車組合を、門司警察署内につくつてゐる。

組合員を示せば(イロハ順)

池田運送店	港町	藤本運送店	白木崎
原田回漕店	内濱町	小森江組	小森江
星野運送店	常磐町	青柳(營業主下關市)	大里沖田町
早瀬運送店	東本町	明野運送店	葛葉
戸成運送店	大里御幸町	竹内運送店	日之出町六
大谷	外濱町	安藤運送店	東本町五
大熊運送店	常磐町	日高運送店	西本町

山二(營業主濱野)	大里東町	市役所	清瀨町
丸七運送店	寶菜町	門司鐵道局	清瀨町
經運商會	入船町	遞信省	露月町
藤川自動車部	大里中通り町		

以上の如くで、内市役所、門司鐵道局、遞信省は勿論大谷、青柳は自家用にして、後二者は丸七、竹内運送店と共に鮮魚専屬で、其の他にも次の如く殆ど一ヶ會社に専屬してゐるものがある。

1 山二	電線會社
2 藤川自動車部	サクラビール會社
3 小森江組	神戸製鋼所
4 日高運送店	門司合同
5 大熊運送店	製氷(夏季だけ)
6 藤本組	淺野スレート會社

現在(昭和七年十一月一日より實施)の福岡縣公認自動車組合北九州聯盟門司市自動車組合協定運輸料金は次の如くである。(但し貨率は一噸半(一、五〇〇)冠(貸切建))

一、時間制

十時間(二日)	金三十五圓
五時間(半日)	金十九圓
一時間	金四圓

半時間 金二圓五十錢
時間待(一時間に付)金一圓五十錢

二、行先制(多少省く)

(行先地)	(哩程)	(料金)
市内		二、五〇
(門司市外)		
黒川	三、五	三、〇〇
白野江	三、七	三、五〇
伊川・柄杓田	三、八	三、五〇
畑	四、〇	四、〇〇
吉志・恒見	四、五	四、五〇
(九州本線)		
大里	三、一	三、〇〇
小倉	七、三	四、〇〇
北方	一、〇	四、五〇
徳力	一、三、二	五、〇〇
戸畑	一、〇、七	五、〇〇
枝光	一、二、四	五、〇〇
八幡	一、三、七	五、〇〇
黒崎	一、六、一	六、〇〇

(行先地)	(哩程)	(料金)
折尾	一九、四	七、〇〇
遠賀川	二二、〇	八、〇〇
海老津	二五、一	九、〇〇
赤間	二九、四	一〇、〇〇
東郷	三一、九	一一、〇〇
福岡	三五、七	一二、〇〇
香椎	四三、八	一五、〇〇
博多	四八、九	一六、〇〇
二日市	五八、二	一八、〇〇
久留米	七一、五	二二、〇〇
大牟田	九二、〇	三〇、〇〇
熊本	一二二、九	四〇、〇〇
(長崎線)		
佐賀	八二、六	二六、〇〇
武雄	一〇〇、四	三一、〇〇
唐津	一一一、八	三三、〇〇

(日豊線)

曾根	一四、〇	五、〇〇
荻田	一七、八	六、五〇
行橋	二一、七	八、〇〇
推田	二八、九	一〇、〇〇
宇之島	三四、三	一二、〇〇
中津	三九、四	一三、〇〇
今津	四三、五	一五、〇〇
豊前長洲	五〇、三	一七、〇〇
豊後高田	五二、〇	一八、〇〇
別府	八一、三	二六、〇〇
大分	八八、九	二七、〇〇

(筑豊線)

若松	二三、一	九、〇〇
中間	一九、〇	九、〇〇
香月	二二、〇	九、〇〇
直方	二九、一	一〇、〇〇
飯塚	三九、一	一三、〇〇
白井	四一、五	一五、〇〇
上山田	四六、一	一六、〇〇
豊津	二五、七	九、〇〇
伊田	三八、〇	一三、〇〇
後藤寺	三八、九	一三、〇〇
添田	四一、八	一五、〇〇

以上が門司自動車組合協定貸金である。併して行先制の場合

- 一、鮮魚、木材、引越其他特種荷物は右料金の一割増
- 二、大里積載荷物は右料金より五十銭引である。

使用車の種類及數量

現在門司市内の自動車は總數約百七拾臺で(但し九軌バスは除く。)其の大抵の内譯けは

- 一、トラック(自家川を含む)三九臺
- 一、タクシー 約八〇臺

- 一、自家川乗用車 一二臺
- 一、バス 三八臺
- 一、葬儀用自動車 二臺
- 一、消防用自動車 一〇臺

併してトラック業者の使用せる自動車は前記の通り三十九臺にして其の種類は

シボレー	十九臺	ジェー、エム、シー	二臺
フォード	十七臺	レオ	一臺

以上の如くなるも、フォードは比較的修繕を要すること少く、シボレーは最初は優良なれど、或一定限度を超るこきは、部分品の修繕大にして不經濟である。されど北九州の道路は舗装完全なるによりて、機械に過度なる力が掛らないので、自然、修繕少く、多く利用されたものと思ふ。又各運送店の臺數及び種類を示せば

池田運送店	(二臺)	フォード二	ジェー・エム・シー
原田回漕店	(三臺)	フォード三	フォード一
早瀬運送店	(一臺)	フォード一	シボレー一
星野運送店	(一臺)	シボレー一	山二 (一臺)
戸成運送店	(一臺)	フォード一	丸七運送店 (三ク)
大谷	(三臺)	フォード一	シボレー一
		シボレー一	經運商會 (二ク)
			シボレー二

藤川自動車部 (二ク)	フォード二	竹内運送店 (二ク)	シボレー
藤本組 (二ク)	シボレー二	安藤運送店 (二ク)	シボレー
小森江組 (一ク)	フォード一	市役所 (二ク)	フォード一
青柳 (四ク)	シボレー四	門司鐵道局 (二ク)	シボレー
明野運送店 (二ク)	シボレー二	日高運送店 (三臺)	フォード二
日高運送店 (三臺)	フォード二	通信省 (一ク)	シボレー
	シボレー一		シボレー

今トラック業に要する出費を述べて斯業の經營状態を見やう。

一、自動車機械元價	シボレー、フォード共に	約三、五〇〇圓	生命八萬哩
一、自動車一切設備		約 六〇〇圓	
一、燃料	一罐(五ガロン)に付	二圓二〇錢	生命六〇哩
一、モビル油	一罐(五ガロン)に付	八圓程度	生命約一、〇〇〇哩
一、タイヤ	四本に付	二四〇圓	生命約九、〇〇〇哩
一、チューブ	四本に付	二二圓四〇錢	
一、修繕費	一萬哩に付	一〇〇圓程度	
一、運轉手給料	(一ヶ月分)	約六〇圓	
一、税金	年二回納税	七五圓六〇錢	

此れによつて、次に百哩當運轉費用を計算すれば

一、減價銷却費	五圓一二錢五厘
一、金 利 (年六分一年三萬哩走行)	八二錢
一、燃 料	三圓六六錢七厘
一、モビル油	八〇錢
一、タイヤ	二圓六六錢七厘
一、チューブ	二四錢九厘
一、修繕費	一圓〇〇錢
一、給 料	二圓四〇錢
一、税 金	五〇錢四厘
計	金一七圓二三錢二厘

以上の如くで、若し博多迄の荷物の運送をなすならば、行先制にては、拾六圓の料金にて往復約百哩即ち十七圓餘の費用が掛る事となり、寧ろ一圓以上の損失を見る事となる。(但し右は概算なり) 故に不景氣の今日に於ては、營業主自ら運轉手となりて働くに非ざれば、成功は覺束ないといつてもよい。

結 論

緒言に述べし如く、時代に最もよく適應せる運搬具トラック業に對しても不況の嵐は吹き荒さびて、動もすれば營業不能に墜らんとしつゝある。然れどもトラック業なくしては工場は又困難を感じ、工場不振なれば、トラック業又不振となり、此處に兩者は相共に理解をし、共存共榮の實を擧げ、日本の關門としての北九州——又門司市の發展の爲に努めん事を望んで此の筆をおく次第である。

下關の北國問屋に就て

上 田 強

下關が何時の時代から都市を形成するに至つたかは素より明かでないが、すでに五百年前には地方的商港として相當物資の集散に任じて居た事は、種々の文献に之を徴する事が出来る。然し下關が眞にその經濟的發展を遂げるに至つたのは徳川時代である。即ち徳川時代に至つて政治上の統一成るに共に、交通も稍々具はり、地方經濟は國民經濟へと移り、主要商品の動きは漸く地方的を脱して全國的となり江戸大阪を中心として集散移動するに至つた、その結果はやがて大阪と九州との間に於ける樞要な地位を占めて居る下關の發展を促すに至つたのである。殊に同時代における海運の發達——北廻航路の發達は益々此の傾向を助長した。

抑々それ以前に於ては奥州地方より産物を江戸、大阪に送るには、東部は東海岸よりし、西部即ち日本海に面したる出羽方面は敦賀より陸運によつた。即ち越後、越中の沖を過ぎ、越前敦賀に至り、此處より陸路七十里の山中を馬背に駄し、(此の陸運の爲に三千匹の牛馬を使用したといふ)琵琶湖の北端塩津、海津に出で、又湖上を舟に積みて大津に着き、

更に伊勢の桑名に陸運し、此處より再び船についで江戸、大阪に送つたのである。その不便實に甚しく、爲に大輸送は全然行はれなかつたが然し尙それでも空しく時日を費すこと多く又貨物の損傷も甚しかつた。茲に於て徳川幕府(四代綱吉)は寛文十年河村瑞軒に命じて海運上の改革を行はしめ、遂に出羽酒田より直に北陸の海上を過ぎて、下關を迂回し、瀬戸内海を経由して大阪に輸送し、更に其處より紀州の岬を廻航して東海に出で、遠州灘、相模灘を過ぎて江戸に入るの道を探つた。即ちそのために一方堅牢な船と精練の水夫を選び載量を定むると共に、他方嚮導船及烽火の制を始め、又東路に四ヶ所、西路に十四ヶ所の漕務所を置いて、航海の安全を計つた、斯くて一度船に積む時は最後の陸揚地まで荷を動かす要なく、江戸、大阪への漕運船の利益した事は言ふ迄もないが、延いては一般の船舶も大いに航路の安全を得たので、我海運界は勃然として興隆の域に達した。而して我下關の如きは當時の西航路唯一の要津であつたので自然その恩澤に浴することも大で、爾後東より北より續々と船舶來航し、所謂『出船千艘入船千艘』の盛況を呈するに至つた。この北國航路を通ふ船を北前船(北廻船)と云つた。

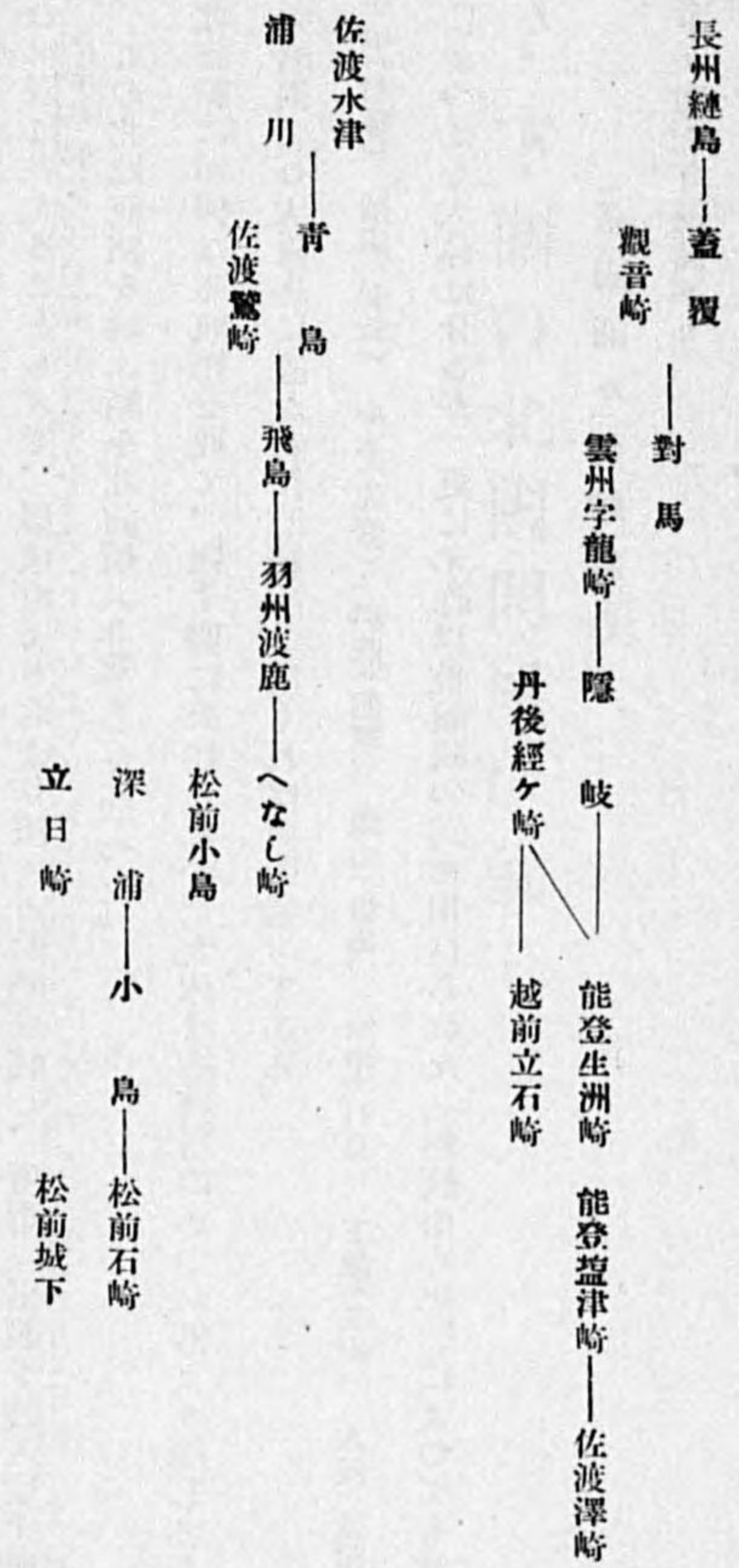
當時北前船は如何なる航路を経て、我下關に來往したか。大体は漕務所があつた港より推しても之を知る事が出来る。今出羽の酒田より大阪迄に置かれた漕務所を掲ぐれば次の通りである。

酒田(羽後) 袖浦(羽前) 小本(佐渡) 福浦(能登) 柴山(但馬) 湯津(石見) 下關(長州) 大阪(攝津)

以上によつても大体は分るが、更に元祿以後船頭の間用ひられた『廻航川心記』によつても當時の航路は知る事が出来る。

諸國浦々廻船針筋

長州下ノ關より松前下り



松前より長州上り

斯く北國航路の開發と共に下關の商業は俄然著しく活氣を呈し、殷賑を極むるに至つた。尤も下關は生産地又は消費地を後方に控へて居る譯ではないから、商取引の性質は全く中繼であり、その結果は當然茲に問屋の發達を來したのである。

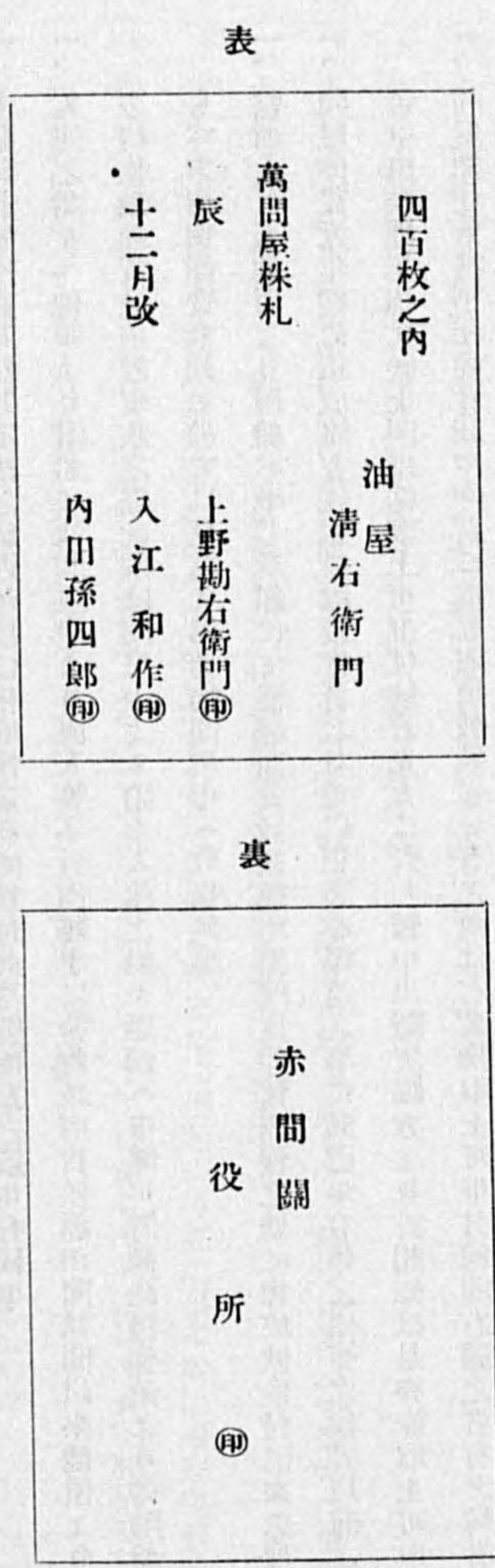
抑々その當時は凡て問屋のみならず商業をなすには株札なるものがあつて、それを有するに非ざれば之を營む事は出

來なかつた。然しその札數には制限があつて之を増減する事は出来なかつたから、新にその業を營まんとする者は廢業者の株札を譲り受けるの外なかつた。

當時下關に於ける商業株の種類は次の十五種であつた。

問屋株	松魚節仲買株	揚酒屋株
酒造株	質屋株	材木株
仲使株	呉服株	瀬戸物株
生魚鹽賣問屋株	搾油株	持下り問屋株
唐物店株	藥種株	日限り船株

斯かる譯で問屋を營むにも當然藩主の交付した株札を有する事が必要で、その株札は木製の次の如きものであつた。



此の株札を有する者は、問屋として一面種々の義務もあり、且つ藩に對する有力な財源でもあつたが、又他面獨占的

に營業し得る權能を有し、藩より手厚き保護も受けた、今天保十年發せられた所謂『御觸出』を見るに次の如くある。

- 一、赤間關問屋仲買其外共定法之儀近年猥に相成候趣相聞候付此度改而左之通申付候事
- 一、入津之船々へ他領より附船ニ號問屋中より直入等不致内勝手に荷物致商賣候趣相聞候間以來他領よりの附船へ客方荷物致商賣候儀差留候之條此段は問屋中より追々入津之船々船頭へ申聞可置候此後他領よりの附船へ内々にても客方荷物商賣致候に於ては見當次第荷物問屋中へ取揚候事
- 一、當所よりも他領より附船へ準じ漕船にて罷越商賣致候趣相聞問屋仲買商賣之妨に相成候儀付已來急度差留候事
- 一、問屋仲買近年猥に相成脇方客船横取致候者之有哉に相聞心得違之事に候已來右休之儀有之候者以前之間屋より趣可申出候理非相糺候上問屋株取上可申付候若先方に對し難申出隱置脇方より於相知は是亦株取上可申付候事
- 一、問屋株札所持不仕候者問屋仲買に拘り取扱致候者於有之而は右荷物取上可申付候間右體之者有之候者早速可申出候事

一、大問屋客船荷物之内小宿より餘分の品我儘に商賣致候者大問屋及迷惑候由相聞已來は大問屋へ相談之上差圖を受候而商賣可致候事

一、先年より口錢相定之商賣致候儀は堅く差留置候處大問屋之荷物小宿に而口錢相定之商賣致候者間々有之哉に相聞候若右様心得違之者有之に於ては急度可申付候事

一、豫て定法之通船手へ直商賣之儀は不相成候處大問屋之内拂方不宜者も有之哉に相聞左候得ば自然と客方へ直商賣致候様に成行候付客方迷惑之筋無之様取引可仕候事

一、北國問屋へ陸揚荷物客方送荷之分蠟紙之類客方より賣買之儀頼來り候共勝手に引受中間敷候事

一、入船荷物大問屋へ商内不致内小宿より水揚致候而直組差障に相成候儀間々有之哉に相聞候已來便荷たりとも商内

出來不致内は小宿へ水揚致候儀堅差留候事

一、小宿へ贈荷物ニ唱へ餘分賣買致候儀間々有之哉に相聞候已來不分明之儀有之筋は右口錢其問屋より小年寄許へ爲差出追而可及吟味に候事

一、仲買致候者問屋中商賣之差障不相成様賣買可致候事

一、大問屋は勿論小宿等に至迄賣買代銀取引速に可致候賣買多少に付小宿之相論候共大問屋之内不取引致居候而難澁ケ間敷成儀申出候事決而不相成候兼一統拂方之儀手堅可相心得候事

一、小宿仕來候者先年及沙汰候通心得違無之様諸事大問屋之差障不相成差圖を受賣買可致候事

一、客船入津之節大問屋より先達而小宿より漕船に而差出内取組候而は大問屋之妨相成趣間々有之哉に相聞候付入船の節大問屋之外漕船差出候儀差留候事

一、上り荷物下り荷物とも小宿は一割宛賣買兼而行形之通可相心得候事

一、是迄大問屋小宿取交商賣仕來候者は行形之通可致候事

一、小宿之儀は大問屋並に商内不相成候事若本船引受不申候而は難相成次第も有之候節は問屋年番元へ申出取訊ね之上双方一利仕候は本船引受可申候自儘心得を以勝手引請賣買致候は差留候事

一、濱女上陸致候儀は豫而御法度之所小宿之内濱女引入候ものも有之哉に相聞心得違之事に候已來堅差留候事

一、問屋へ召仕候ト人趣有之暇遣候節外問屋へ參り己前奉公致候内之客を引付候者も有之猶亦自宅相構馴染之客を引込渡世仕候者も間々有之哉に相聞心得違之事情已來右様之儀堅差留候事

一、客方より送り荷物ニ唱仲買其外脇問屋より直賣買仕候者へは已來御定法之口錢爲差出候事

一、北國船其外上下之節水先之者他領より相雇候儀差留候此段船々船頭へ問屋々々より申聞當所水先之者之外已來相

雇申させ間敷候事

一、口錢銀上納取立の儀是迄度々及沙汰候得共近年難礙申立上納延引相成一統心得違之事に候御定法之通年々十月中
 旬口錢銀皆濟上納可仕候豫而劃方役之者とも申合御定之通上納延引不相成候様精々吟味可仕候事

一、北國問屋之内年々三人宛問屋取締方として年番申付候事

一、大年寄之内年々一人宛右取締方として掛り申付候事

右は問屋中其かとも先年より度々定法之儀及沙汰候所近年來猥に相成候趣相問候付此度改而前斷之通申付候條廉々皆可
 相守候若相背候者於有之は取訊ぬ之上株札取揚答可申付候條此段問屋々々手堅可有沙汰候事

亥正月

栗屋源右衛門

伊藤全之允、佐甲甚右衛門、伊藤助九郎宛

由是觀之、如何に當時の間屋がその營業の獨占を藩から確保されてゐたかがよく分るが、就中大問屋が特に手厚き保
 護を受けてゐた事がよく分る。従つて此の間屋株の相場は極めて高く、その相場は天保年間には一株二十兩以上、明治
 初年には五十兩にもなつたと云ふ。

この株数は元來(寛文十年以來)總數四百枚であつたが、別に何時からさなく偽造八枚を生じ之が鑑別がつかかなかつた
 ので、遂に四百八枚になつた。而してその内特に北前船の持來たる商品を取扱ふ問屋を北國問屋又は北前問屋と稱し、
 その權勢は頗る大にして年々問屋取締方は彼等の間から選出せられたのみならず、彼等は特に代番に對抗する程の勢力
 さへも有してゐた。文政八年乙酉二月調査に係る下關に於ける北國問屋は十六軒でその名を掲ぐれば次の通りである。

越後屋藤太郎

茶屋六左衛門

河崎屋 善七

柳屋 久太夫	角屋 六兵衛	北國屋與右衛門
和田屋喜兵衛	油屋 七兵衛	綱屋 多兵衛
油屋仁右衛門	菱屋 儀八	奈良屋 清吉
平戸屋 庄助	新屋 金兵衛	大黒屋八右衛門
奈良屋吉兵衛		

これ等北國問屋の取扱ひし主要商品は正米、鯡、昆布、數の子(上り)塩、疊表(下り)等であつた。

而して當時問屋は此等商品の取扱ひによつて幾何の口錢をこるを例としたかと云ふに、口錢はすべて藩政府の定むる
 ところであつて然も時々變更されたが、然し大体に於て變更される毎に騰貴したと云つてよい。今試みに文久二年に改
 定された口錢の規定を見るに次の通りである。

口 錢 定

- 一、穀物一切 一石ニ付銀一匁
- 一、繰綿 一本ニ付銀二匁五分
- 一、胡麻、種子、鐵、鋤鉄、紅花 銀百目ニ付二匁二分
- 一、鎌 一石ニ付銀六分
- 一、種子、荏相類 銀百目ニ付四匁五分
- 一、干鳥賊、干鯛、白子、粕類、鯡身欠、數の子 銀百目ニ付四匁五分
- 一、紫蘇、水藷蕪、筒鮓、昆布類、干鱈、笹目 銀百目ニ付三匁八分
- 一、塩、鹿皮角、鯨鮓骨類、海藻類 銀百匁ニ付五匁

- 一、鯨、鰯、魚油類 大樽一挺ニ付銀三匁二分
- 一、瀬戸内、北國煙草 一丸ニ付銀二匁五分
- 一、白、黑砂糖類、葛、素麵、蕨粉 銀百目ニ付三匁
- 一、木綿、古手布、疊縁、披蓆、真綿、國分煙草、甘木、新田類 銀百目ニ付三匁
- 一、晒蠟、生蠟 銀百目ニ付二匁五分
- 一、酒 四斗樽一挺ニ付二匁五分
- 一、藍玉 銀百目ニ付三匁五分
- 一、鯨節、五倍子 同 四匁五分
- 一、市皮、楮、葎、茶、棕梠皮、椎茸、茸類 銀百匁ニ付三匁五分
- 一、蠟燭、樺實、七島筵、燒物類、綿實 銀百匁ニ付三匁五分
- 一、半紙、白保、半切、其外紙類 銀百目ニ付二匁七分
- 一、椎皮、串柿、炭、薪、竹、苧、蒟蒻玉、唐芋、刈生姜、牛蒡、砥石、蕨繩、檜繩、桃皮、疊表、蘆、筵、船賣買 並船道具材木、板類、夕ガネ 銀百目ニ付五匁
- 一、酢、醬油 銀百目ニ付四匁
- 一、塩、四十物類、鯨皮物 銀百目ニ付五匁
- 一、生魚類、赤身、煎粕 同 六匁
- 一、北國下り物 同 二匁
- 一、同荒物 銀百目ニ付五匁

一、金錢 六十四匁ニ付百六文

右之通此度相改候條以來増減無之様相心得若聊ニテモ相違於有之者問屋商賣差止候事
 文久二年壬戌二月

口錢銀割方役 會 所 印

而して問屋は大体に於て他の問屋と從來取引せる荷主と取引するを得ないのが原則で、この事は屢々藩より達せらるゝところがあつた。即ち
 客方より色々之儀申立問屋替致度段申候節は、相斷引受仕間敷候。尤是非問屋替致度由申候へば、其近邊問屋共罷出取扱可仕候、其上に而無據趣有之問屋替仕候節は、割方役より差圖次第之事、尤割方役不直之儀有之候はば居町年寄より趣可申出候事（寛文十年午二月）
 問屋是迄猥りに相成脇方之客横取候者も有之由相聞へ、此度改被仰付候に付、已來右體之儀有之候はば已前之問屋より趣可申出候事、但右之趣申出候はば理非相糺候上、問屋株取上被仰付候、若已前之問屋先方に對し難申出心得隠置脇筋より於相知候者、是又株札取上可被仰付候事（同年四月）
 を見ても、或は又前に述べた天保十年に發せられた御布令（九六頁参照）を見ても、更に同年九月七日付を以て觸れ出された達、即ち

市中問屋中定法之儀近年猥りに相成候に付、先達而問屋年番等相極め、外問屋之客船引入不申様廉々及沙汰候處、心得違之者有之、客方任申分に宿替荷物等引入候趣相聞不届之事情、取調之上先達而及沙汰置候通問屋株取上咎可申付候所、先此度之儀は格別の宥宥を以て差免候、此後從來之問屋差置、荷主より之送り狀等持參致、外問屋へ被越候

客有之候者年番中甲合當所問屋定法之廉々申聞以前之問屋へ差送り可申候、自前承引不致候節は立會之上好之問屋へ差送り荷物商内致候所毎口錢之内七歩元問屋に差送り残る三歩の所引請候問屋へ遣可申候、陸荷之儀も是又送り方右に準候分は同様取計可申候、尤前々より之客脇問屋へ参り居元問屋へ歸候分は勝手次第年番中乞合取計可申事

一、諸國廻船之客暫く當所へ不參之船々十ヶ年之内入津致候節は以前之問屋へ引請可申候、十ヶ年迄入津致外問屋を參度段相歡候分は勝手次第、尤定法之送り銀之儀は申付可遣候事（後略）

を見て此の事は容易に分るが、然し得意先の多からん事は同業者の等しく望むところで、種々の手段方法を講じて競つて他店の得意先を自分の店にさるべく努めた事は、歴然たる事實であつた。前述べた様に此の點に關して屢々藩より布達にあつたことは、如何に嚴重に之を取締を計つたかを知り得るが、それと同時に、それは又やがて頻々たる布令にも拘らず之をくぐる者の多くして結局仲々に之が勵行を期し得なかつた事を物語るものであると思ふ。

さて北前船は米、昆布、鮭、數の子等を北陸道諸國並に松前から積込んで、之を大阪に賣込むのであるが、彼等が風波荒く且商港の少い日本海を、長い日數を費して難航を續けつゝ、漸くにして下關に着いた時の彼等の安堵は蓋し想像に難くない、茲に彼等は暫く一休みするを常としたが、この事はやがて商業と共に下關に遊里の發達した所以でもある。

而して彼等は更に下關、大阪間の航海日數並に大阪滞留の日數台せて往復數十日を費して大阪迄行き商人と面倒な商談をなし、恐らくは値切り倒されるかも知れぬよりは、むしろ此の地下關に於て探算がとれるならば、其の積荷の處分を委託し、引返す方が面倒も避け得るし、且つは日子も節約し得るし、斯くて再び跡荷を積んで再度の航海と出直す方が得策であるとし下關より引返へす者が多くなつた。これが又一層下關に於ける北國問屋の隆盛を來す所以となつたが茲に着眼して萩藩は天保十一年、下關（今の觀音崎永福寺附近）に越荷方役所と稱するものを設けた。越荷とは北越方面から廻送する荷云ふ意味で、其の荷を擔保に貸金をなす謂は、藩營の質庫であつたが、又委託販賣を頼む者に對しては

その倉庫に預り、時機を見て大阪の藏屋敷に於て御用商人の手を経て賣渡し、利息、倉敷料、手数料を差引き手取金を渡す事も敢てした。斯くて越荷方は船荷委託賣上殘金を北前船の再來迄無利息で運轉するを得る一方、北前船も又大阪往復に要する日子を節減し且相當低利の資金を借受けて再度の商航を早める事を得るの便があつたので非常に喜ばれた。

今左に毛利家文書を掲げ、以て越荷方役所の設立趣意、組織、運營等を覗つて見やう。

今般赤開關へ越荷方役坐被差立、檢使役人出張被仰付、御所帶方銀、御撫育方銀等被差出、現質物藏入にして貸捌裁仰付候付、左之御趣旨を以て會議被仰付候事

一、是迄於八幡方貸捌相成居候御撫育方銀之儀、現質物現金等は當越荷方へ取渡被仰付、券狀質貸其外仕組入等にて只今現銀不相備引渡難相成次第、利銀は御撫育へ送付、且納銀は越荷方へ渡方被仰付候事

一、御藏建調入日銀之儀は越荷根銀之内假拂にして立出被仰付、年々藏入物に敷銀備りを以、月別五朱利付にして納入被仰付、假拂込皆濟以後は御藏修市銀中名目にして、越荷根銀へ受添利廻し被仰付追々損し所取締等御入目立出可被仰付候事

一、南部御用屋敷之儀は新地會所よりは餘程相隔居候、越荷之儀は潮合に付船入船之都合有之時々出入之便利不宜而は貸方不融通にも相成候付、檢使をして日日出勤被仰付候事

一、御貸銀之儀は正銀三貫目金子五十兩を下詰にして其餘小質之儀は取組不被仰付候事

一、御所帶方銀御撫育方銀不相混根帳分被仰付置、御貸附之儀は無其差別、總貸銀根銀高く割合せにして兩役所受に被仰付候事

一、利銀之儀は利箱別請にして、留り次第兩役所間へ差出被仰付候事

一、御貸銀月別九朱利附にして貸附被仰付、右利備り之内二朱は頭取之者へ被立下、一朱方は別段引除可被仰付置候事

但貸方之儀は三個月限りに被仰付萬一返納不埒之節は利揚足質等仕證文改被仰仕候様、品に依り時節後れに相成候質物之儀は、速に取揚賣拂被仰付候事

一、頭取之者長府御領にて一兩人確成者被仰付、質物目入違等にて御損銀相成候節、償之ため後口質差出置候様被仰付候付人柄僉議被仰付候事

但新地にて是迄勤研之内兩三人被差置、其餘は不殘御引を被成、都合四五人位に被仰付候事

一、質物目利之儀は頭取之者無疎事には候へ共控之ため越荷方根手代にして役所附にして商ひ方心得候者二人程可被差出に付、人柄僉議被仰付候事

一、中使横目として心得之者一人、相應之御恩被立下候而可被差口付同斷

一、酒、醬油、油等水物類並屋敷賣券狀、田畑賣渡證文右手類藏預之類、其外都而向口無數、物品は一切入質被仰付

間敷候事

一、油種其外御法度之品同斷

一、毎月御貸銀高月括和調檢使印りにして御所帶方御撫育方々々差出候様被仰付候事

一、使夫共外之儀は定舸子之者八幡万備相違ひに被仰付候事

一、御用漁船之儀も同斷

一、諸沙汰之儀は御所帶方御撫育方より駈引可被仰付候、落付難相成廉々之儀は問出之上口紙を以沙汰可被仰付候事

右御仕法大極之目途を以、猶又現場僉議之上、夫々取捌方之儀申出被仰付候事

子十一月

此の越荷方役所は慶應元年廢せられた（その建物は後外人との應接場に當てられたと云ふことである）

斯くして問屋は下關に於て極めて重要な地位を占めた。即ち其の地理的條件等はこゝ下關に仲繼貿易の殷賑を來し問屋の發達を促し、問屋の發達は又そこに下關の發達を促進し、互に因果の關係を繰り擴げつゝ進展して來たのであるが、就中北前船の來往なり北國問屋が、下關の發達に寄與したところは頗る大なるものがあつたと云つてよい。

然るに從來斯く唯發展の一途のみを辿つて來た此の地問屋業も、明治維新の大革命と共に襲來して來た怒濤狂亂には遂に抗すべくもなかつた。殊に明治八年諸制の變革に伴ひ問屋株廢せられ、多年の胡券一朝にして廢滅して以來、唯一の財源たりし助用金（問屋同業者各自より賣買高の千分の一を醸出せしむ）港掘金（長府藩の保護を得て萬延、文久年間は東南部町、西南部町の海岸を、慶應年間には岬之町海岸を埋立て、こゝに素倉を建設し、之に要した費用は一部從來の積立金を以てし、不足分は藩より一時融通を仰ぎ、その返済方法として海掘金と稱し、物品賣買高の千分の一を各荷主より徴收した）の徴收不可能となり、問屋の規律自ら紊亂し、遂に負債をさへ生ずるに至つたのみならず、北海の物産は海運業發達のため、直接これが消費地である阪神、紀州、瀬戸内海沿岸諸港に齎らされ、又阪神、瀬戸内海等の産物も北海北陸に直送せらるゝに至り、多年下關を主なる集散地として來た貨物は漸次減少し、遂に北國問屋は衰頹し姿を消すに至り、延いて下關全体も一時疲弊するに至つたのである。（昭和一〇・一、一五、稿）

經濟調査題目

(昭和九年度)

關門に於ける大豆に就て	安藝秀男	下關の塗料に就て	福尾多助
關門兩港の貿易	秋山熊男	鮮魚仲買に就て	合田 薫
山口市の公設市場に就て	荒瀬一人	下關に於ける物價	原田寶輔
關門に於ける對滿貿易	淺井良祐	山口縣防長米同業組合に就いて	原田昌也
安岡町の醸造業に就て	綾田安雄	下關名産雲丹	橋本修吉
關門地方の砂糖	土肥 力	七面島の飼養に就て	平山勝夫
唐戶市場に於ける野菜の集散	土井原 信	下關市の金融	平田信夫
見初炭礦に就て	土井一郎	下關の理髮業	弘中 昇
重要商品の商況	江藤健三	川中村の産業	弘中安治
日本製粉株式會社	藤井成一	下關港の實勢	保良延明
下關唐戶市場に於ける野菜の集散	藤井義雄	彦島三菱造船所	市河千代三
三菱重工業株式會社の彦島に及ぼす影響	藤本 稔	幡生の鐵道業務に就て	稻原 博
關門の對外貿易に就て	藤村治男	下關の船具金物商	石原武晴
共同漁業に就いて	藤岡友義	櫻麥酒株式會社に就て	伊藤 武
戶畑鋼管に就いて	藤原一郎	朝鮮の金融	伊藤 力

下關に於ける無盡業	伊藤百合勝	湯屋業	木村虎二
小野田洋灰株式會社	海永 悟	下關印刷工業組合	北川 實
下關驛に於ける鮮魚の發送について	柿原定二	下關に於ける朝鮮米の移入に就いて	口羽清徳
農村の家畜賣買に就いて	垣本五介	下關に於ける購買組合	前田嘉彦
宇部市のタクシー業に就いて	賀來文雄	關門に於ける砂糖市場	眞鍋正雄
下關の購買組合	金川要平	下關の清涼飲料水製造に就いて	丸子正一
門司の麥酒業	神田忠彦	綾羅木の養鶏業	松下壽雄
宇部セメント製造株式會社	笠井隆治	下關の國道	松井 信
下關米取引所に就て	河村好清	山口市の經濟更生問題	松岡 章
下關の油脂	河本泰輔	下關の醬油釀造業	松島忠男
矢玉浦に於ける延繩漁業	加藤源一	關門の石油	松浦敏哉
宇部地方の蜜柑	加藤五明	米穀統制法と米取引所	三原正秀
養鶏飼料に就て	小林仁智男	平川信用販賣購買組合	光永治人
大下關港	小泉初夫	關門の石油業	宮本淺一
下關の建築業	小松幸雄	下關の造船業	宮本直二
下關中央市場の蔬菜集散狀況	小西福壽	櫻麥酒會社	水野付一
關門地方の水産業	貴田順次	下關に於ける水産業	森 健次
下關に於ける昆布製造	菊池武友	下關の米穀業	守田泰祐

交通機關の發達
 下關における古綿打替業
 吉見村の水産
 椋野に於ける野菜賣に就て
 下關青果株式會社
 共同漁業株式會社
 安岡横野利用販賣購買組合に就いて
 東海鋼業株式會社に就て
 關門地方の金融
 下關の自動車業
 吉見産業組合
 日の山西瓜に就て
 精米業に就いて
 下關の産業
 下關市營渡船に就て
 下關の運送業
 下關市に於ける乾物商
 下關驛に於ける鮮滿行荷物

村井榮之助
 村田肇
 長岡弘泰
 長島武
 繩田清
 西田秀男
 西村一夫
 西尾博次
 中原達也
 中本一雄
 中村厚
 中村勝一
 中村勤
 中野伍一
 中野邦男
 中野忠夫
 中野鐵雄
 中島文吾

櫻麥酒に就て
 關門地方のラヂオ業
 下關に於ける製肥業
 下關驛の鮮魚發送に就いて
 下關の理髮業
 日華製油に就て
 下關の水産業
 門司に於ける會社の異動
 關門地方の産業
 下關貯金支局
 下關市に於ける風呂屋業
 纖維植物マオランに就いて
 下關中央市場に就て
 下關に於ける鮮魚
 彦島牧場に就て
 下關の海運
 下關郵便局
 豊浦郡の養蠶

野上隆
 小畑弘
 緒方正武
 尾原正太郎
 岡谷百合彦
 大西重五郎
 大島義郎
 大下博
 乙部朝正
 大塚泰三
 坂上頼夫
 雑花春雄
 櫻井武夫
 佐々木直治
 澤田晋
 關野勝
 志賀成男
 重富忠則

下關の銀行
 奥小路の魚市場
 宇部紡績株式會社
 戸畑魚市場
 關門地方の石油業
 農村の吳服商
 神田村の畜牛
 吉見村の公益質屋
 共同漁業の業務につきて
 下關市の職業紹介所
 建材に就て
 關門地方のセメント
 滿洲、上海事變の下關に及ぼす影響
 多角農業の四季集約栽培法
 日本水産株式會社
 古綿打替に就て
 東海製菓株式會社に就いて
 罐詰の調味法

島田己津夫
 新道陸男
 白石吾一
 白石初次
 末成傳
 末富完次
 杉繁
 杉原百合雄
 杉本新次
 須子靜夫
 多田滿之
 田上利男
 高村武男
 田村百合一
 田中久雄
 谷口光三
 鄭福煥
 德見利夫

下關驛に於ける鮮魚の發送
 下關の荷馬車業
 下關米取引所
 林兼商店
 日本水産に就て
 下關に於ける倉庫業
 下關市に於ける蔬菜類
 下關の株式會社
 王子製紙小倉工場
 唐戸魚菜市場
 廣告と宣傳
 昭和九年度下關市の豫算
 防長米
 漁業上より見た滿洲の消費
 公定米價に就て
 下關青物市場
 小作人の現状
 山口縣の養蠶業

富成正人
 友田義男
 豊海隆男
 豊永悦三
 坪井忠義
 津森康
 堤誠一
 上田安治
 植田博
 上田利男
 梅野庄一
 和田弘
 和田正夫
 若杉義男
 渡邊暢也
 山田一郎
 山縣重憲
 山本浩

彦島に於ける温室業
 下關米
 下關に於ける米
 下關の水産業
 下關市の獸肉組合に就て

山本一雄
 山本太郎
 山村傳四郎
 山村吉之助
 山中次男

運送業に就いて
 滿洲國に對する關門市場の地位
 日本水産に就て
 下關の煙草業

山根秀夫
 山崎泰
 保井徳雄
 弓崎芳夫

第七輯批評

關門日日新聞

下關市立下關商業學校では上田教頭の監修によつて毎年冊誌「關門地方經濟調査」を刊行し、中央に於ても認められて大なる好評を博してゐるが、その昭和八年度版「第七輯」が今回完成した。内容は年々向上し、新版は十八項目に亘り、關門北九州の重要な商業に付いて細密なる調査をなしたるものゝ集録で、編輯者は勿論筆者の苦心の程が窺はれ、百四十七頁の堂々たるものであるが、殊に上田教頭の「豊浦藩札に就て」の一文は錦上花を添へるものであり、冊誌全部が得難き好資料である

(後略)

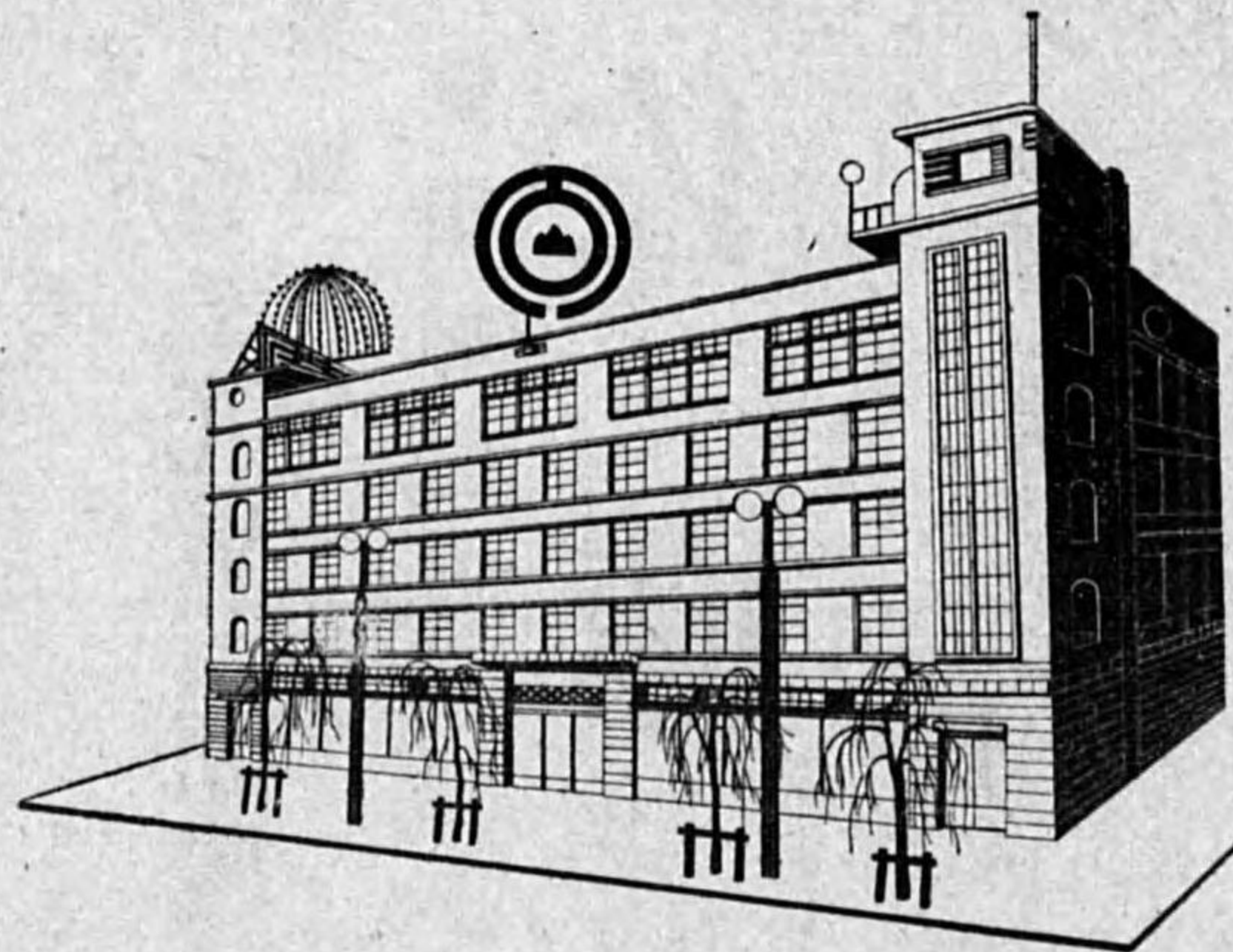
大阪朝日新聞

關門地方經濟調査(第七輯)下關市立商業學校が教育の實際化、具體化、生活化は教育をうくるものゝ日常生活に最も關係深い郷土を背景としてこれに立脚してこそその目的を達し得るものだとの見解に立ち、同校上級生徒をして下關市内外の諸生産業、商業の各方面にわたる調査を研究せしめ指導してゐるが本冊子は菊版百五十頁にわたつて左の如き研究論文を輯録。少年學徒の眞面目な學問的良心の所産であるところにその眞價が承認される。(後略)

大阪毎日新聞

▲關門地方經濟調査(第七輯)教育の實際化、生活化を日論む下關商業學校の四五年生が夏季休暇を利用して調査研究した菊版百數十ページの努力の結晶である

お買物の殿堂



みなさまの 山陽百貨店
 下關驛前

一般海產物
日支貿易品
各國煎鱈
委託賣買問屋

下關市岬之町

佐藤商店

佐藤清

電話長八八八番
振替貯金口座下關四六四番
電信略號(サト)又ハ(サ)

和久文魁堂

下關市西之端町
電話八四四番
振替下關五一二番

上山文英堂

下關市西南部町
電話五三〇番
振替下關一五三番

白銀日進堂

下關市東南部町
電話八十八番
振替下關二四九番

集文堂書店

下關市西南部町
電話二一五九番
振替下關九二番

No.

昭和 年 月 日

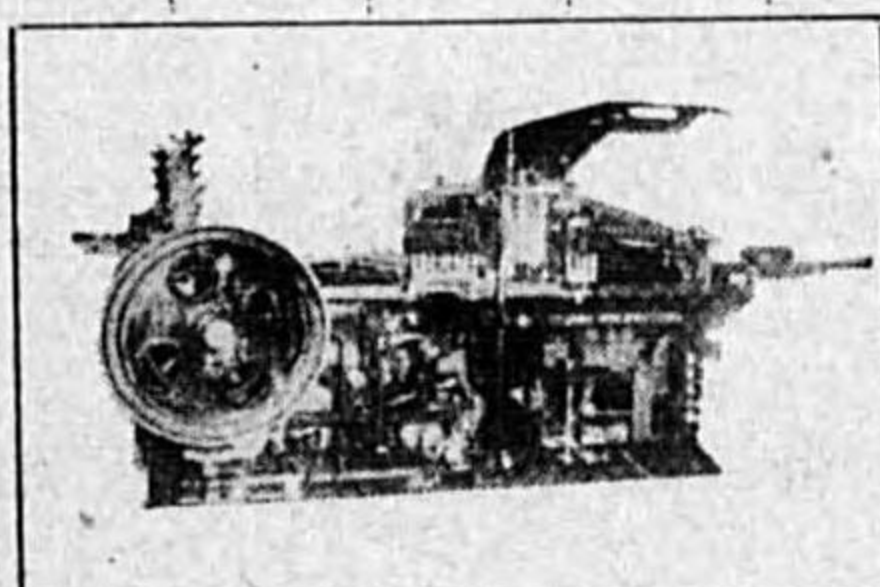
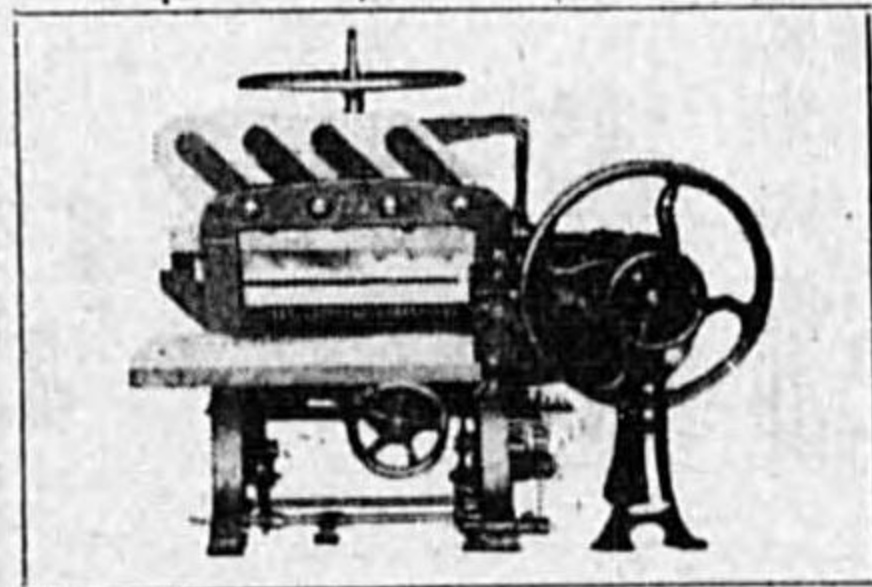
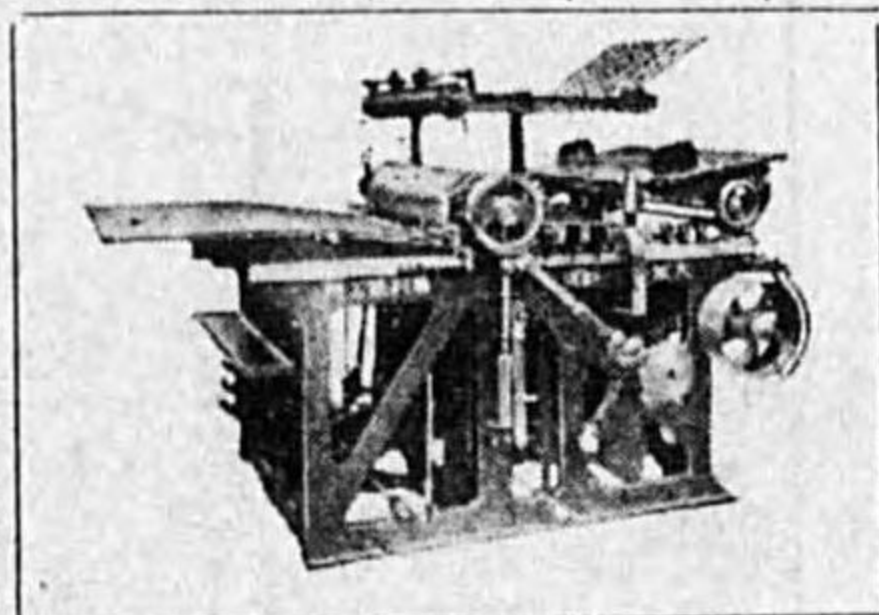
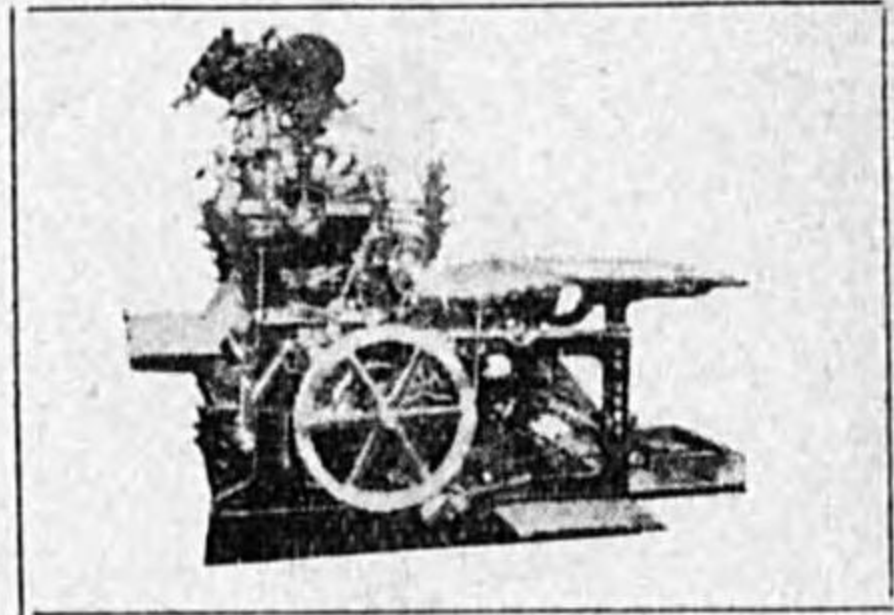
御得意様

印刷係ら



中野印刷出版社

下關市東南部町
電話四八三番



明治四十四年卒業

乾物海産物雜穀罐詰商

金家商店

大正五年卒業 金家佐祐

下關市西南部町

電話 九二五〇番

ESSENCE OF ORIENTAL INDUSTRIAL ART WORK CIRCLE
INDUSTRIAL ART WORK OF NATURAL MARBLE

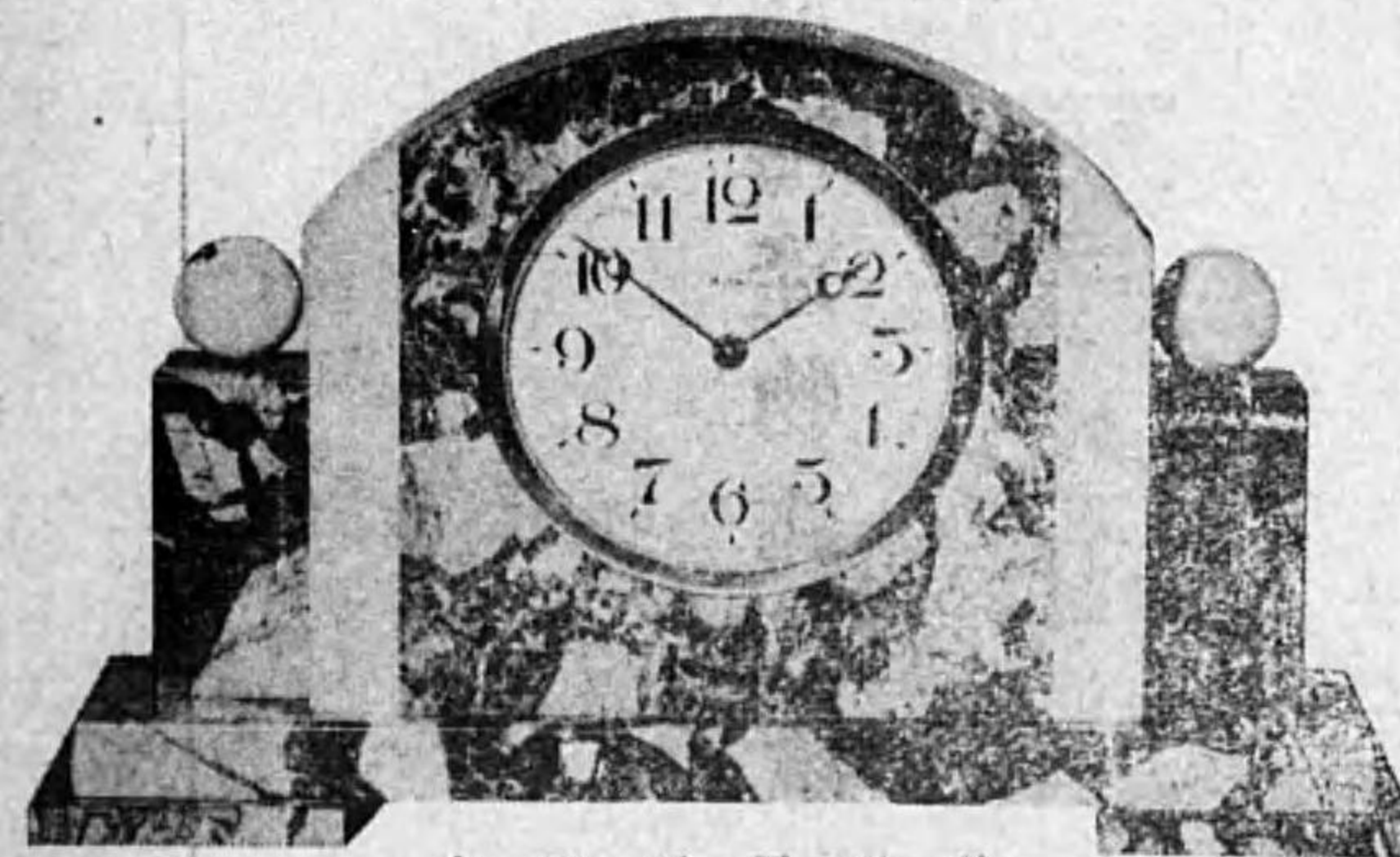
Special product in Yamaguchi prefecture
BIHODO. LTD. PARTNERSHIP,
Shimonoseki, Nippon,

Sole Agency of Foreign
MITSUI BUSSAN KAISHA, LTD.

高貴
御買上
光榮ヲ有ス

大理石美派工藝品

特色
... ◆ ...
壯重なる色彩
精緻なる工
豪華なる技
低廉なる格



大理石置時計
自3圓 — 至100圓

大理石美術品飾品

置時計
電氣スタンド
花瓶
燭台
煙草
ペン
文房
鏡
時計
金銀
貴族
各名
記
東洋美術工界之精華
山口縣特産大理石
大日本造幣局御用
滿洲上海兩事變從軍紀念章部分品製作本部



美寶堂
合資
會社

美寶堂

海外一手販賣 三井物産株式會社
營業所 下關市岬之町
藤岡晴義
昭和七年卒業
大理石部主任



大理石電氣スタンド
自2圓 — 至30圓

御書齋に・アトリエに
御居間に・御寢室に

昭和十年二月十一日 印刷
昭和十年二月十五日 發行

【非賣】

編輯發行所

上 田

強

下關市東區第四番地

吉

藏

印刷所

中野印刷出版社

社

14.5
222

終

